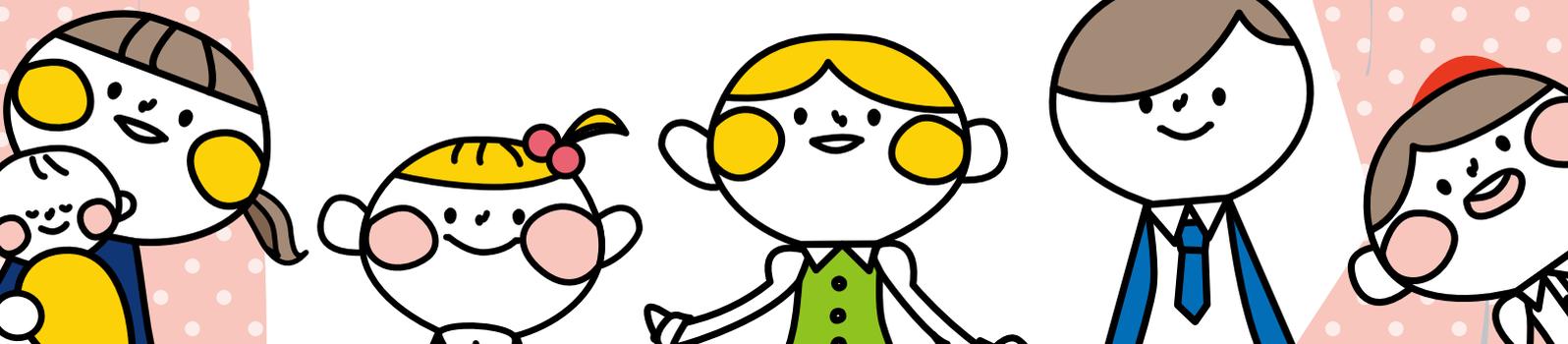


第2期
長崎市

子ども・子育て
支援
事業計画
(概要版)

令和2年3月 長崎市



ごあいさつ

長崎市では、子ども・子育て支援法に基づき平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とする「長崎市子ども・子育て支援事業計画」（第1期計画）を策定し、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の充実を図るとともに、母子保健、児童虐待等の防止、ひとり親家庭への支援などの施策を推進し、長崎市が「安心して子どもを生むことができ、子どもたちが健やかに育つことができるまち」となるよう取り組んできました。

この間、保育所などの量の確保と質の向上、放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業において、一定の成果を得ることができましたが、共働き世帯の増加などにより、今後ますます子育て家庭のニーズは多様化していくことが予想されます。

このことから、第1期計画の施策を今後の状況に対応していけるよう見直すとともに、将来の子育てのあり方を見据えて、「子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまち」を基本理念として掲げ、新たな施策として地域や職場、商店街など、まち全体で子育てを応援する取り組みや、子どもが遊び、学ぶ場を充実する取り組みなどを盛り込んだ「第2期長崎市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）」を策定しました。

この計画に基づき、長崎市がさらに子育てしやすいまちとなることをめざし、しっかり取り組んでまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました「長崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」の委員の皆様をはじめ、市民意向調査やパブリック・コメントなどにより貴重なご意見をお寄せいただいた皆様に、心からお礼を申し上げます。

令和2年（2020年）3月 長崎市長 田上 富久

目次

I	計画策定の背景	1
II	計画の位置づけと性格	1
III	長崎市の子どもと子育て家庭の現状	2
IV	ニーズ調査結果	9
V	計画期間中の子どもの人口予測	11
VI	計画の基本理念、施策体系	12
VII	教育・保育提供区域	13
VIII	計画の取り組み・事業	15
IX	計画の点検・評価	36
X	区域別の量の見込みと確保策	37

（教育・保育施設、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ））

I 計画策定の背景

長崎市においては、2015（平成27）年3月に長崎市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：2015（平成27）年度～2019（令和元）年度）を策定し、「安心して子どもを生み育て、子どもが健やかに育つまち」を実現するために、子ども・子育て支援の充実に取り組んできました。

この計画が2019（令和元）年度をもって計画期間が満了となることから、市民からの子育て支援に関するニーズ調査を基に、本市の現状と課題を再度分析・整理し、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間を計画期間とする、「第2期長崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き、子ども・子育て支援のさらなる充実に取り組みます。

II 計画の位置づけと性格

1 法的根拠と性格

- この計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、長崎市次世代育成支援後期行動計画を一部継承しています。
- この計画は、「長崎市総合計画」を上位計画とし、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」、及び国の通知により策定が定められている「母子保健計画」の内容を含みます。
- この計画は、長崎市障害福祉計画・長崎市障害児福祉計画など、長崎市の子ども・子育て支援に関する事項を定めた、その他の計画と調和が保たれたものとしてします。

2 計画の期間

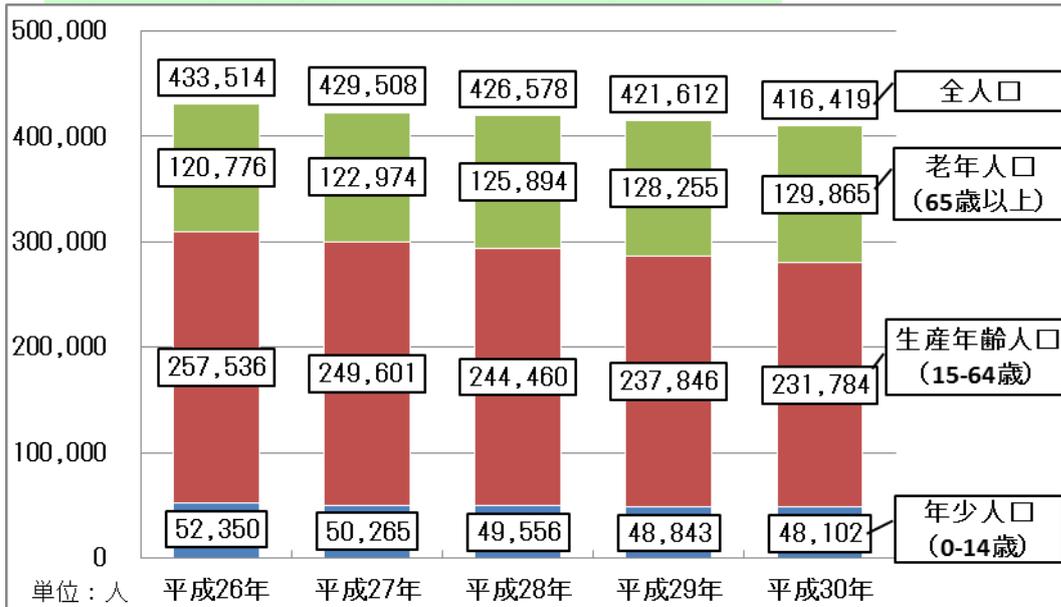
令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

III 長崎市の子どもと子育て家庭の現状

1 人口

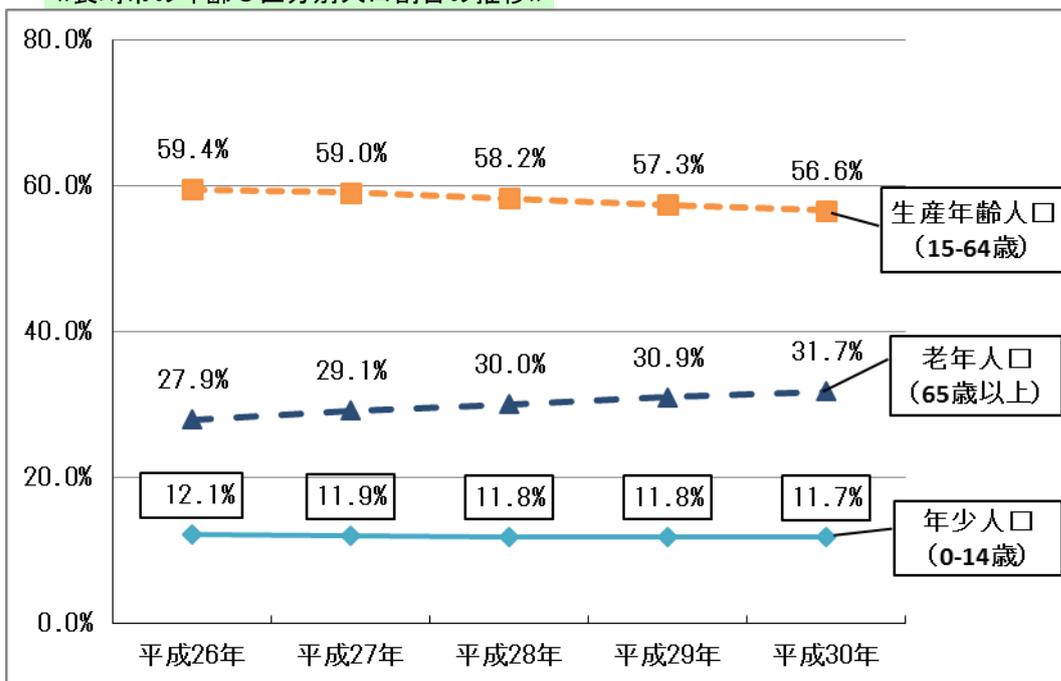
- 長崎市の人口は年々減少傾向にあり、年少人口（0～14歳）も減少傾向が続いており、全体の12%弱の割合で推移しています。
- 老年人口は年々増加し、全体の30%を超える割合になっています。

《長崎市の年齢3区分別人口の推移（各年10月1日現在）》



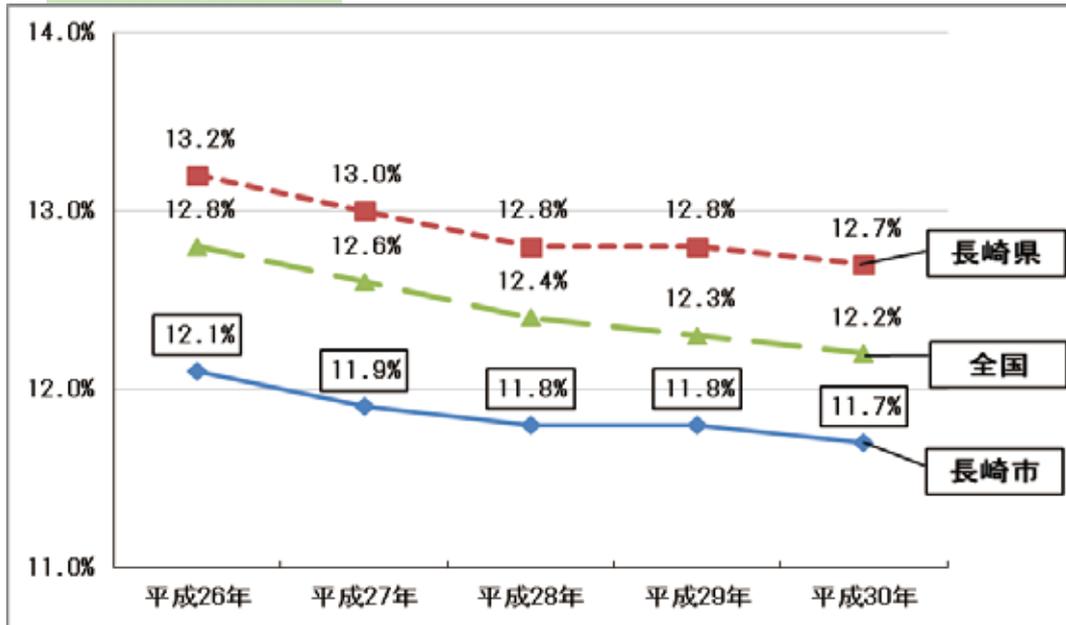
【資料：「国勢調査」、「長崎市統計年鑑」】

《長崎市の年齢3区分別人口割合の推移》



【資料：「国勢調査」、「長崎市統計年鑑」】

《年少人口割合の比較》

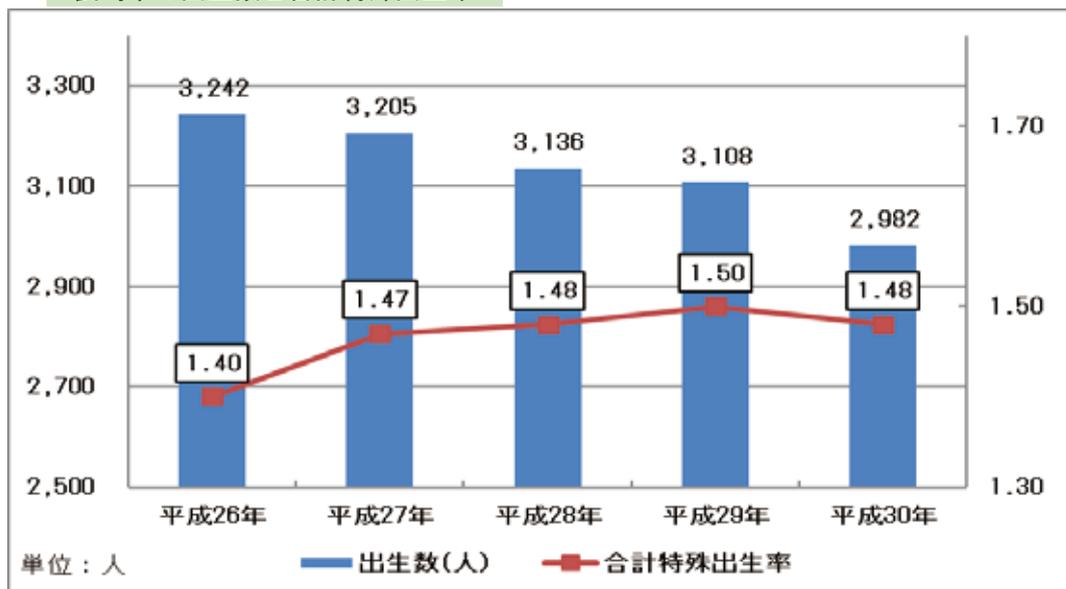


【資料：「国勢調査」「長崎市統計年鑑」「長崎県勢要覧」総務省「推計人口」】

2 出生数と合計特殊出生率

- 長崎市の子どもの出生数は、平成26年には3,300人を下回り、その後も減少が続いています。
- 合計特殊出生率¹は、平成30年は1.48となり平成27年以降、全国平均を上回っているものの、県平均よりも低い水準にあります。

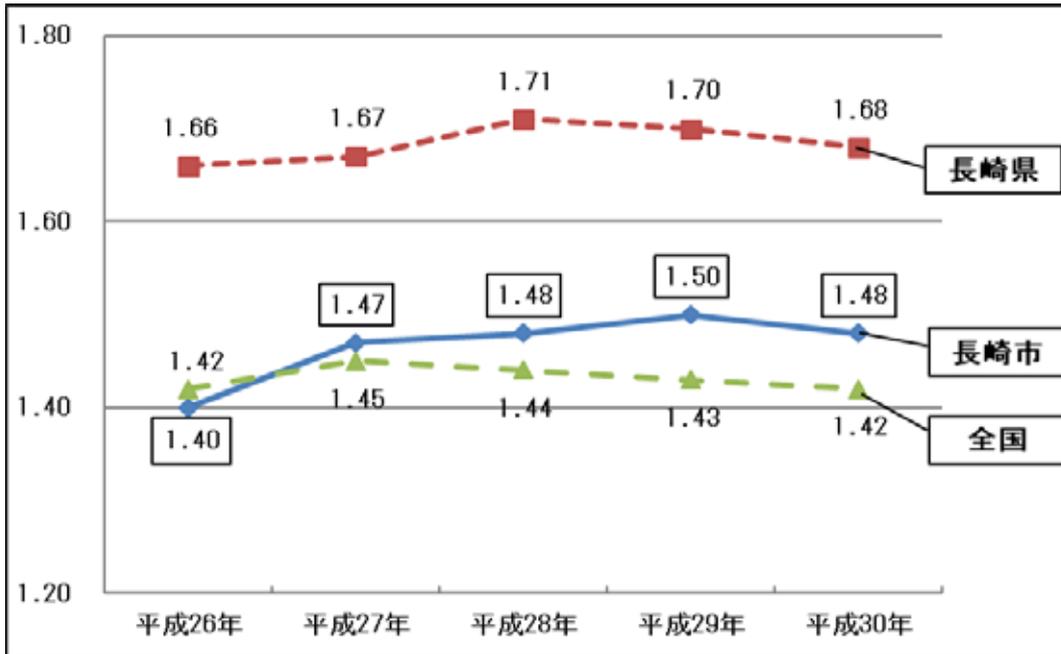
《長崎市の出生数と合計特殊出生率》



【資料：「長崎市統計年鑑」、「長崎市の保健行政」】

¹ 合計特殊出生率：15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率と同じ確率で出産するとした場合に、一生の間に生むと想定される子どもの数に相当します。

《合計特殊出生率の比較》

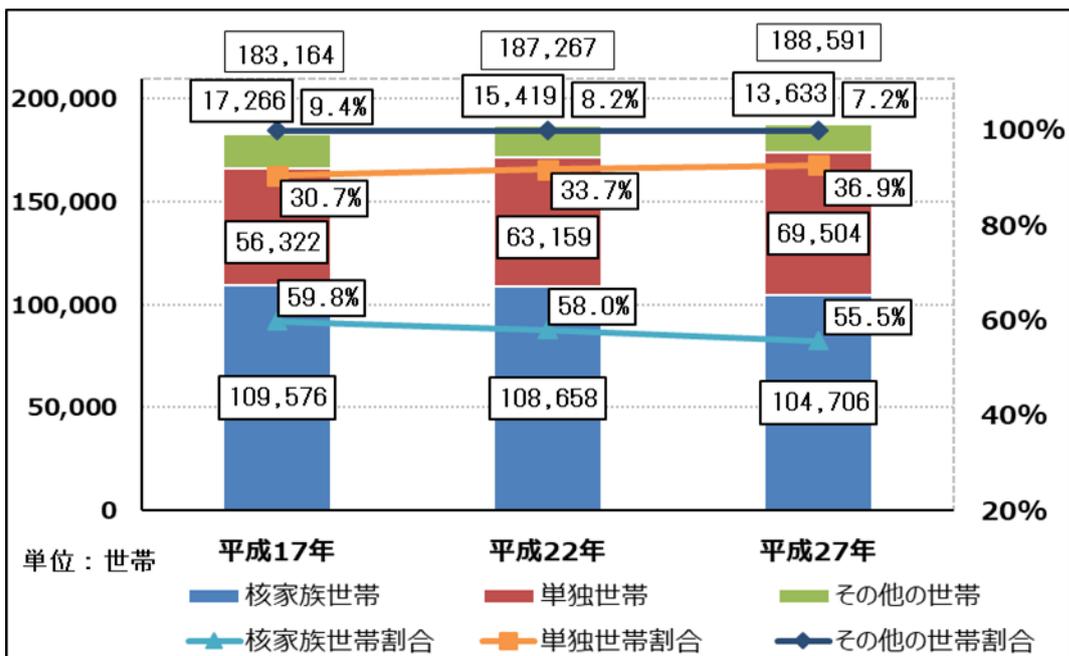


【資料：「長崎市の保健行政」】

3 世帯

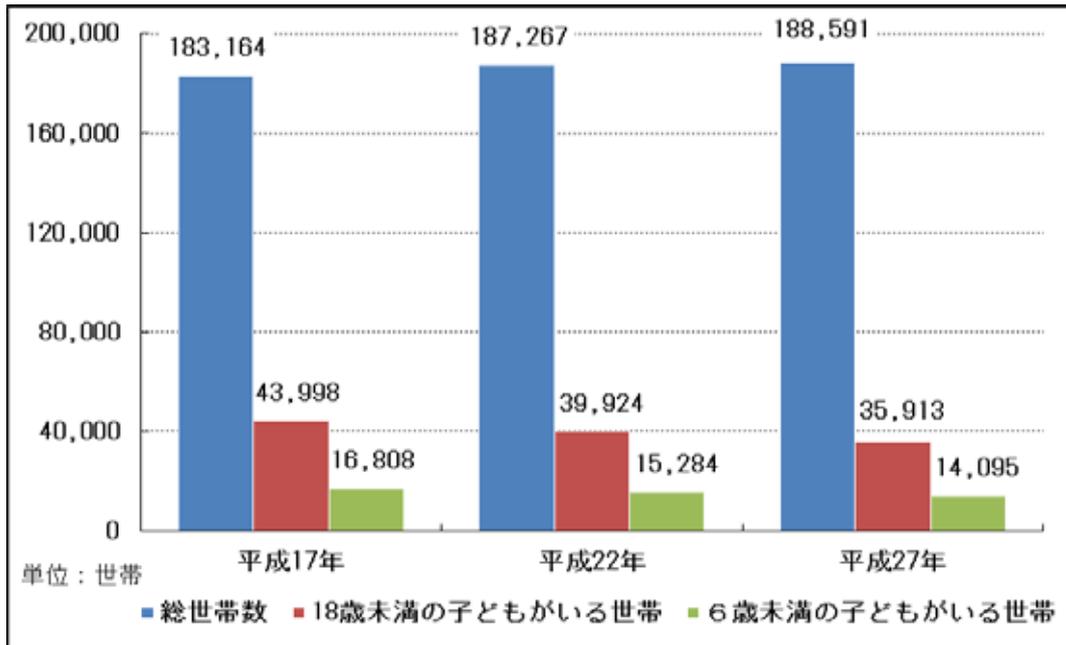
- 単独世帯の増加に伴い、核家族世帯、その他の世帯の割合が減少しています。
- 世帯総数は増加していますが、子どもがいる世帯数は減少しています。

《長崎市の世帯状況》



【資料：「国勢調査」】

《長崎市の子どもがいる世帯の状況》

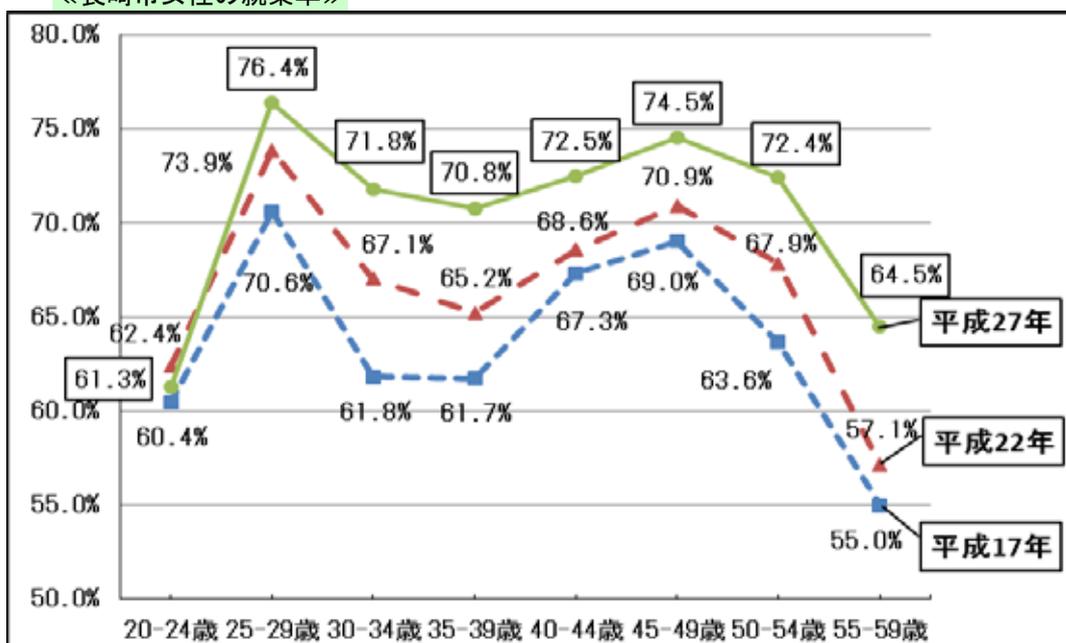


【資料：「国勢調査」】

4 女性の就業状況

- 女性の就業率は上昇しており、女性の労働意欲の高まりや、共働き世帯の増加などが進んでいることがうかがえます。
- 全体的にM字カーブを描いていますが、ゆるやかなカーブに変化してきています。

《長崎市女性の就業率》



【資料：「国勢調査」】

5 幼児期の教育・保育の状況

小学校就学前の児童数（0～5歳）は、毎年減少傾向にあり、今後も減少することが見込まれますが、共働き世帯の増加などにより、保育所等へ子どもを預けたいというニーズは増加傾向にあります。

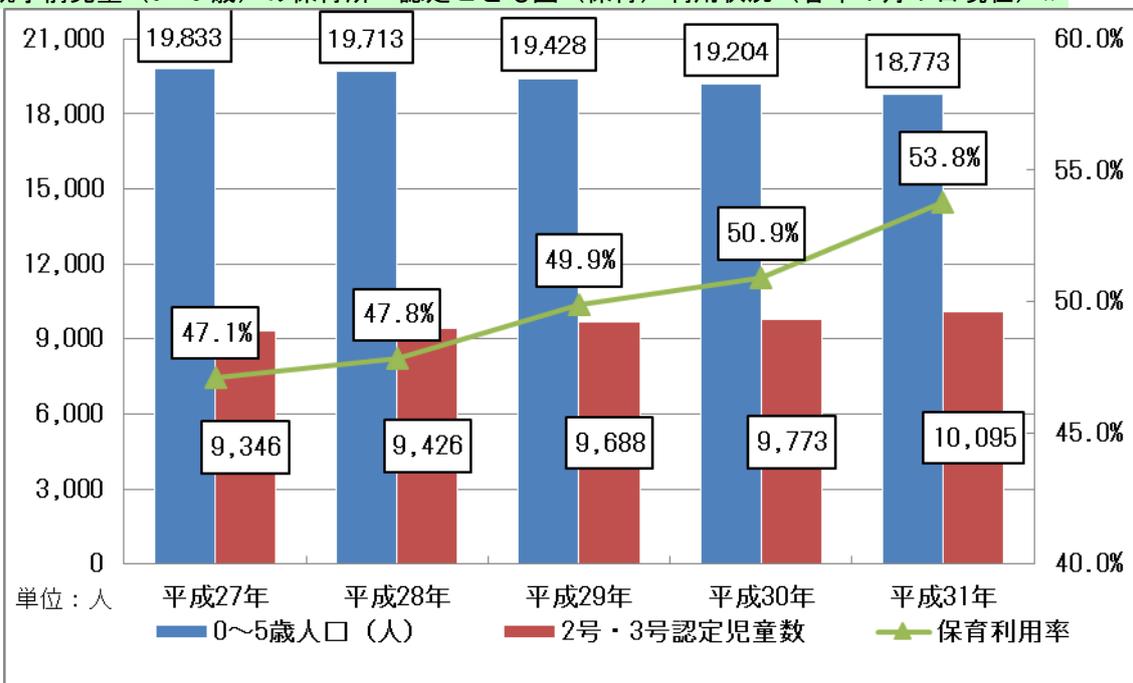
平成27年度から平成30年度の間、民間の保育所及び認定こども園の施設整備、認定こども園への移行促進や定員変更等により定員枠が956人分増え、また、待機児童については、他に利用可能な施設がある場合において、これまで、2箇所以上の施設を希望している場合は待機児童としていましたが、特定の施設を希望して待機している場合には待機児童数には含めないこととしたこと、また、入所未決定の保護者に対し、希望施設以外で入所可能な施設の情報を提供し入所につなげたこと等により、保育所等待機児童は0人（平成31年4月1日現在）となりました。

しかしながら、年度途中の入所希望児童については、可能な限り受入れを行っているものの、地域によっては定員数が不足していることや、入所希望の地域・施設に偏りがあり、年度末に向けて待機児童が発生している状況です。

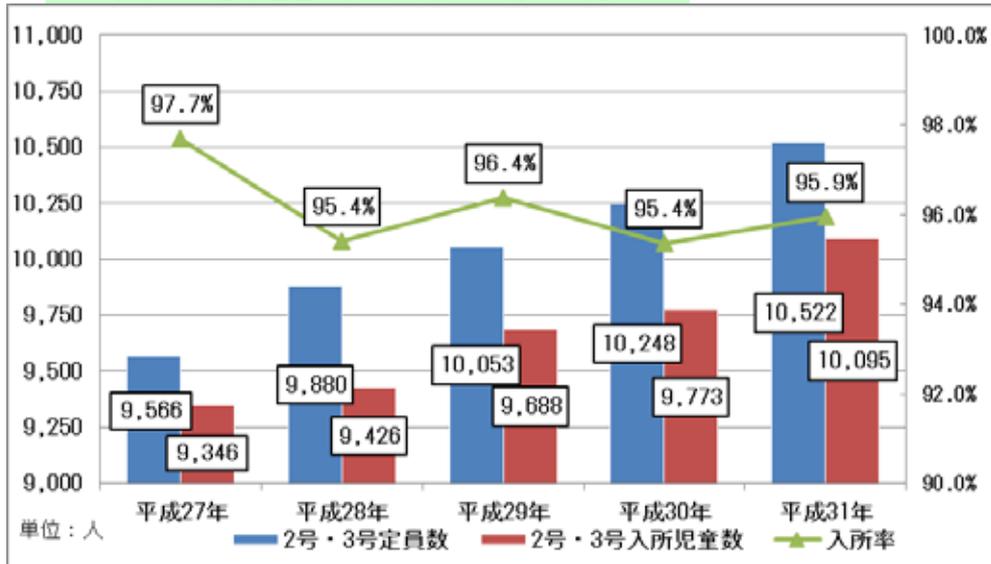
一方、幼稚園の在園児数は減少しており、平成27年度から平成30年度の間、1号認定児童数は、340人減少しています。

今後も、定員数の不足が見込まれる区域については、民間の保育所及び認定こども園の施設整備や認定こども園への移行を促進する必要があります。

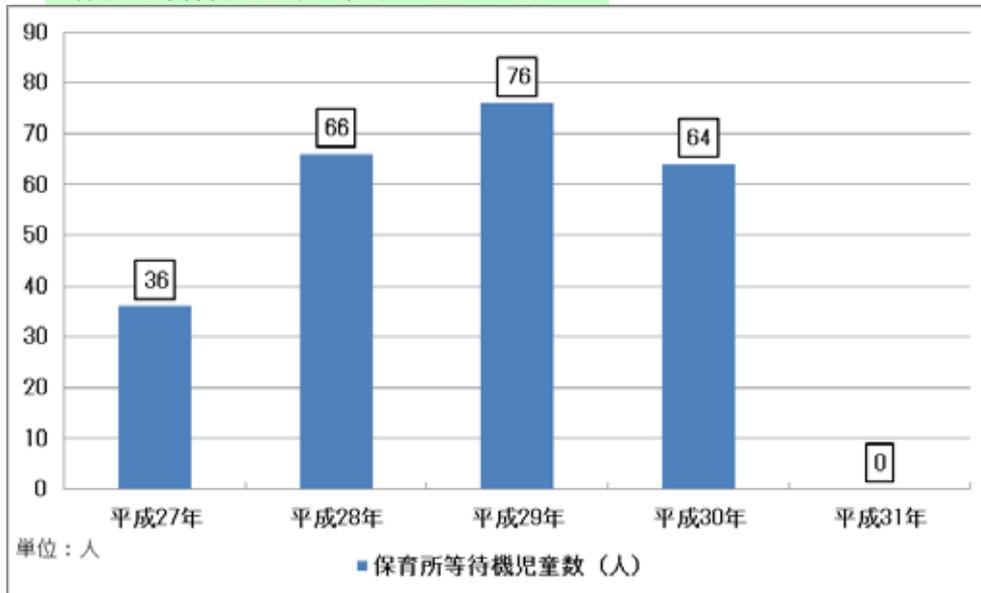
《就学前児童（0～5歳）の保育所・認定こども園（保育）利用状況（各年4月1日現在）》



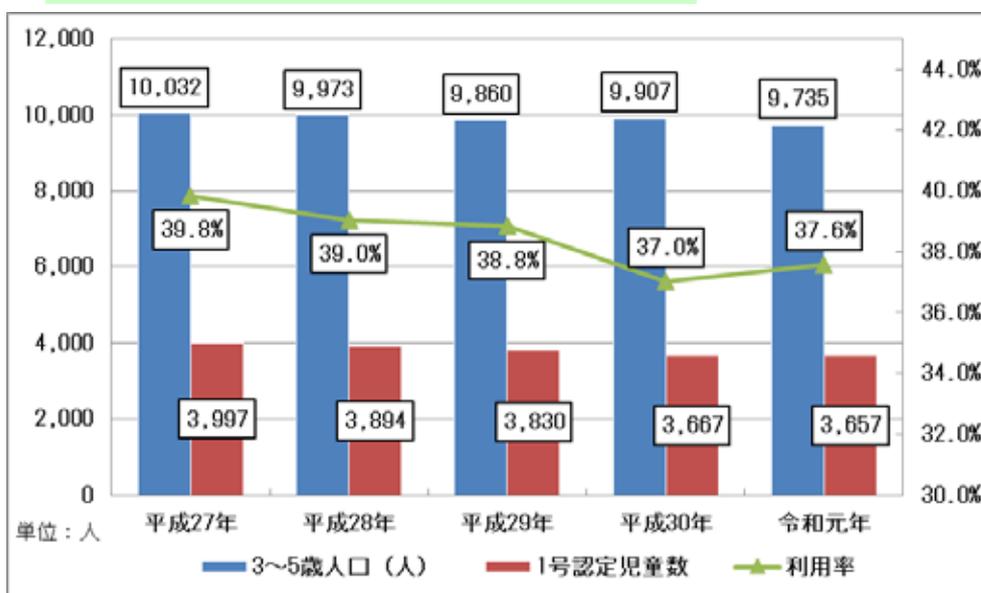
《保育所等の定員超過の状況（各年4月1日現在）》



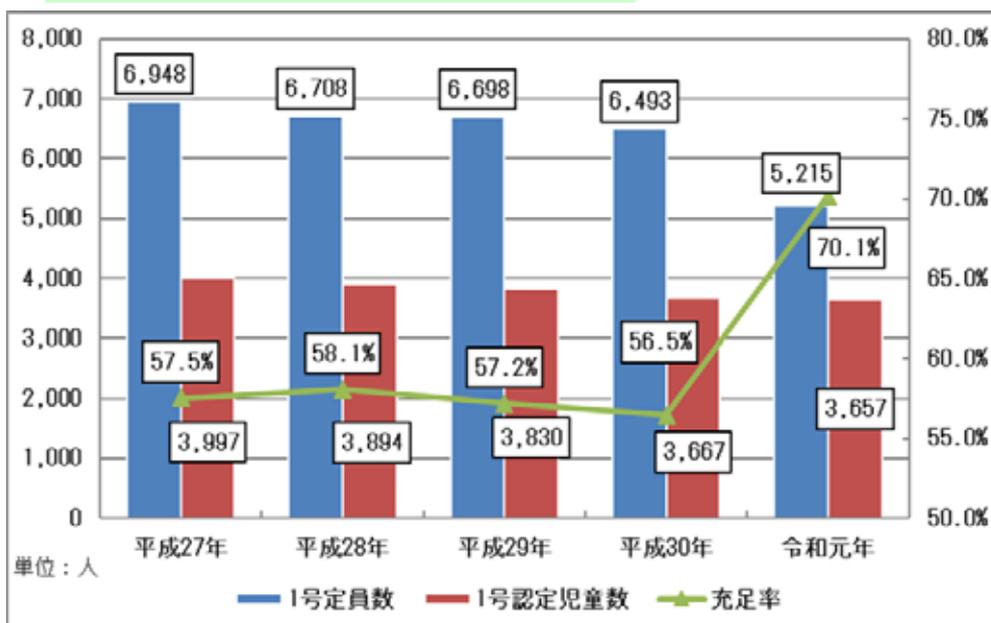
《保育所等待機児童数（各年4月1日現在）》



《3～5歳児の幼稚園利用状況（各年5月1日現在）》



《幼稚園の定員と児童数（各年5月1日現在）》

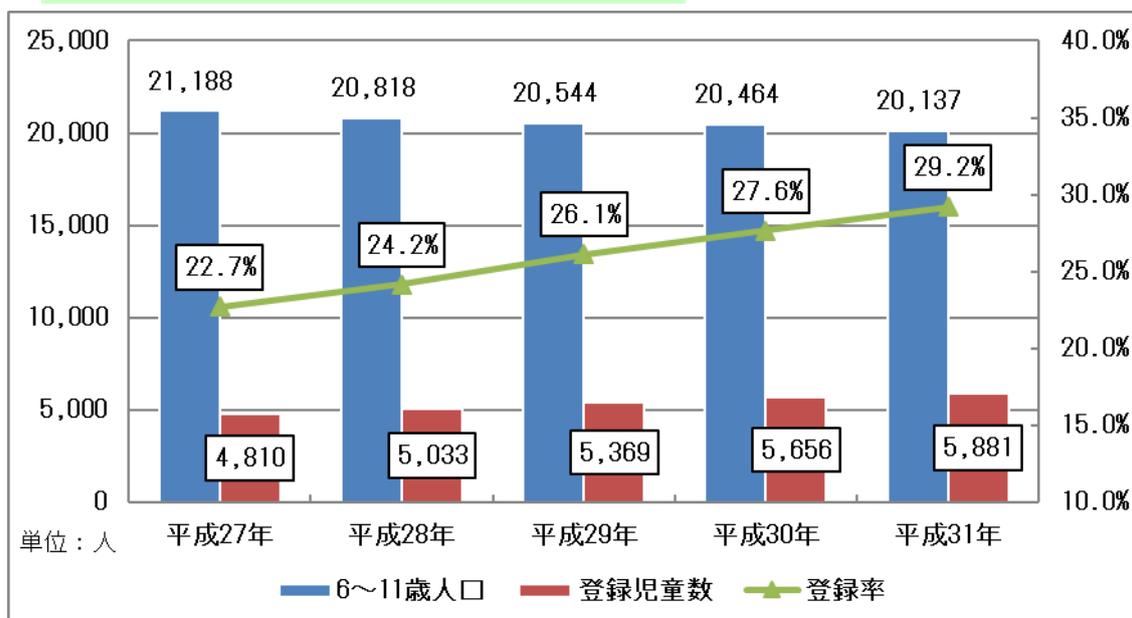


6 放課後児童クラブの状況

小学校児童数（6～11歳）は、毎年減少しており、今後も減少することが見込まれますが、就学前児童の保育ニーズと同様に、放課後児童クラブのニーズも増加しています。放課後児童クラブが未設置の校区は、平成31年4月1日現在、68校区中6校区あります。

今後も増え続けるニーズに対応するため、定員を確保していく必要があります。

《放課後児童クラブの登録児童数（各年4月1日）》



《放課後児童クラブ設置小学校区数とクラブ数》

年度	H27	H28	H29	H30	H31
設置小学校区数	60	59	60	61	62
クラブ数	90 クラブ	90 クラブ	92 クラブ	94 クラブ	96 クラブ

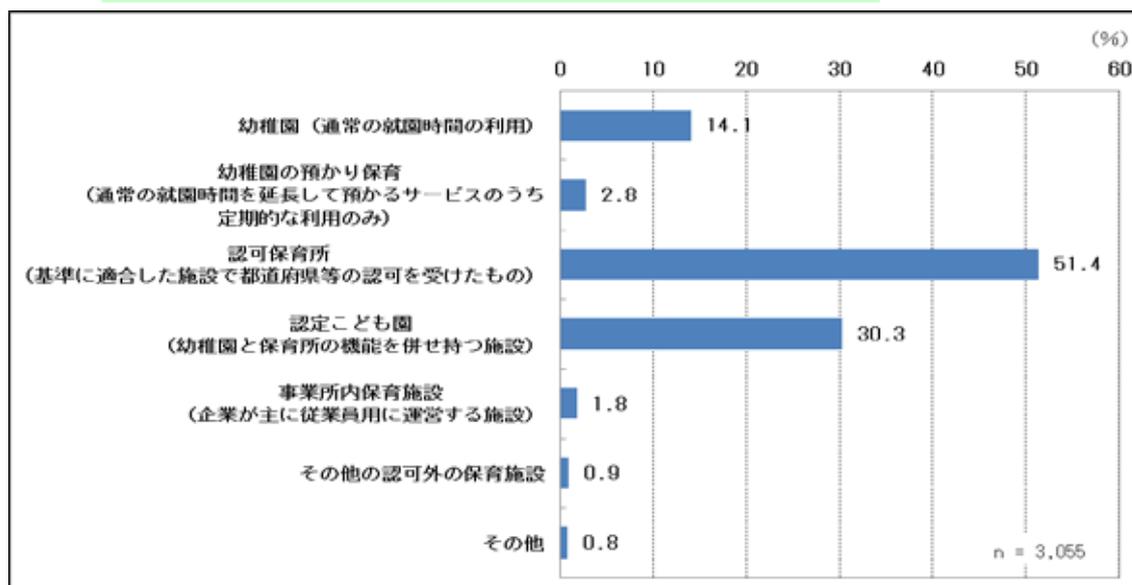
IV ニーズ調査結果

【ニーズ調査の概要】

調査の種類	就学前児童調査	小学生調査
対象者	市内在住の就学前児童(0～5歳)	市内在住の小学生(1～6年生)
回答者	保護者	
調査期間	平成30年10月29日～11月30日	
実施方法	住民基本台帳により無作為抽出し、保育所、幼稚園等を通して、又は郵送により配布し、郵送による回収	小学校により無作為抽出し、学校を通して配布・回収
配布数	7,000	3,000
有効回収数	3,942	2,781
有効回収率	56.3%	92.7%

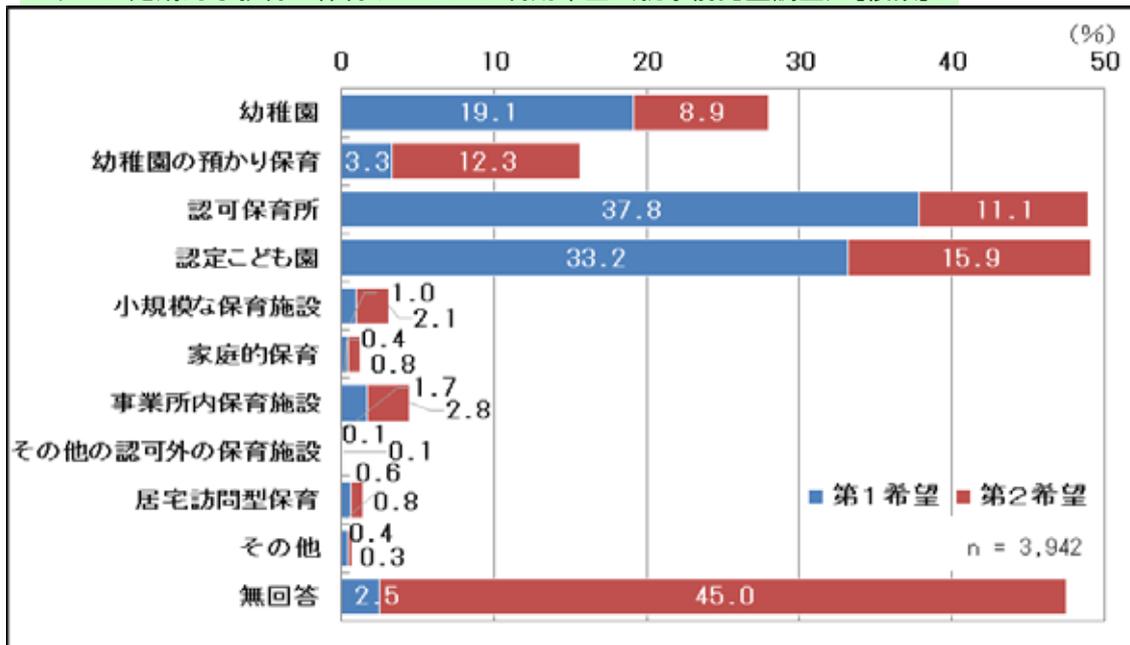
- 就学前児童（現在、定期的な教育・保育サービスを利用していない児童を除く）の平日(月～金曜日)の定期的な教育・保育サービスの利用状況は、①認可保育所(51.4%)、②認定こども園(30.3%)、③幼稚園(14.1%)となっています。
- 就学前児童の平日の定期的な教育・保育サービスの利用希望（第1希望）は、①認可保育所(37.8%)、②認定こども園(33.2%)、③幼稚園(19.1%)となっています。

《定期的な教育・保育サービスの利用状況（就学前児童調査）》



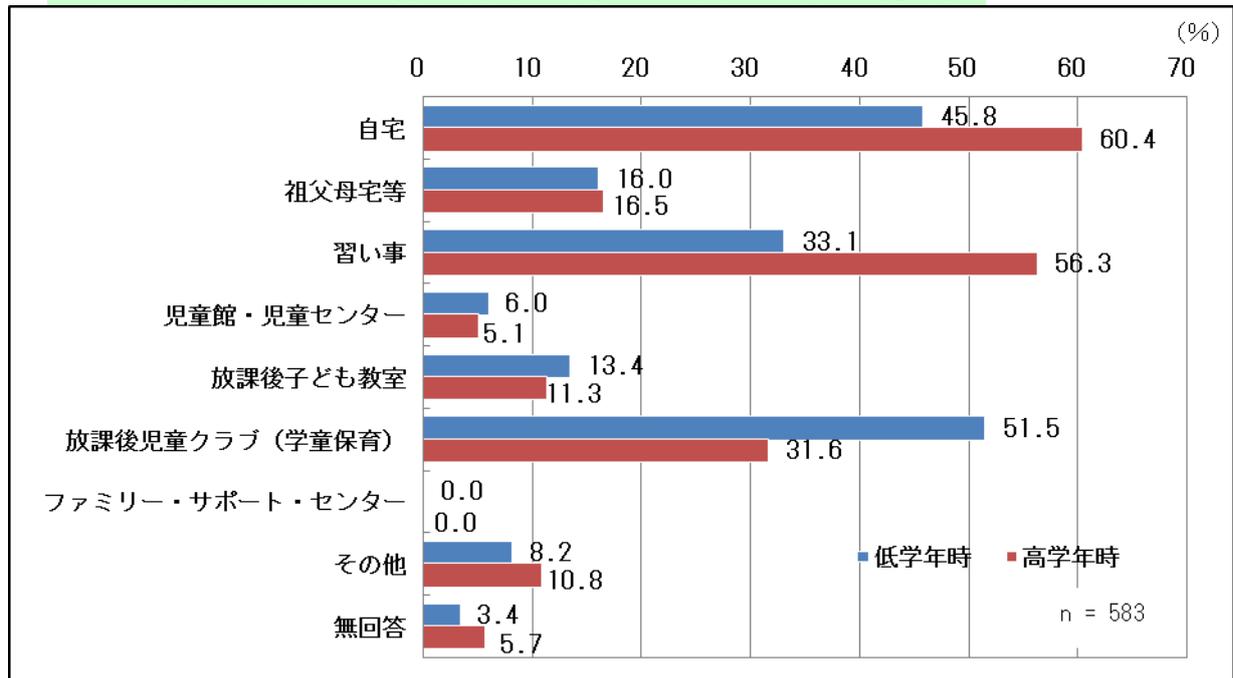
※「n」とあるのは回答者数を表しています。比率は、少数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。また、[複数]は回答を2つ以上選択してもよいものであり、比率の合計が100%にならない場合があります（以下、全てのニーズ調査結果において同様）。

《平日の定期的な教育・保育サービスの利用希望（就学前児童調査）[複数]》

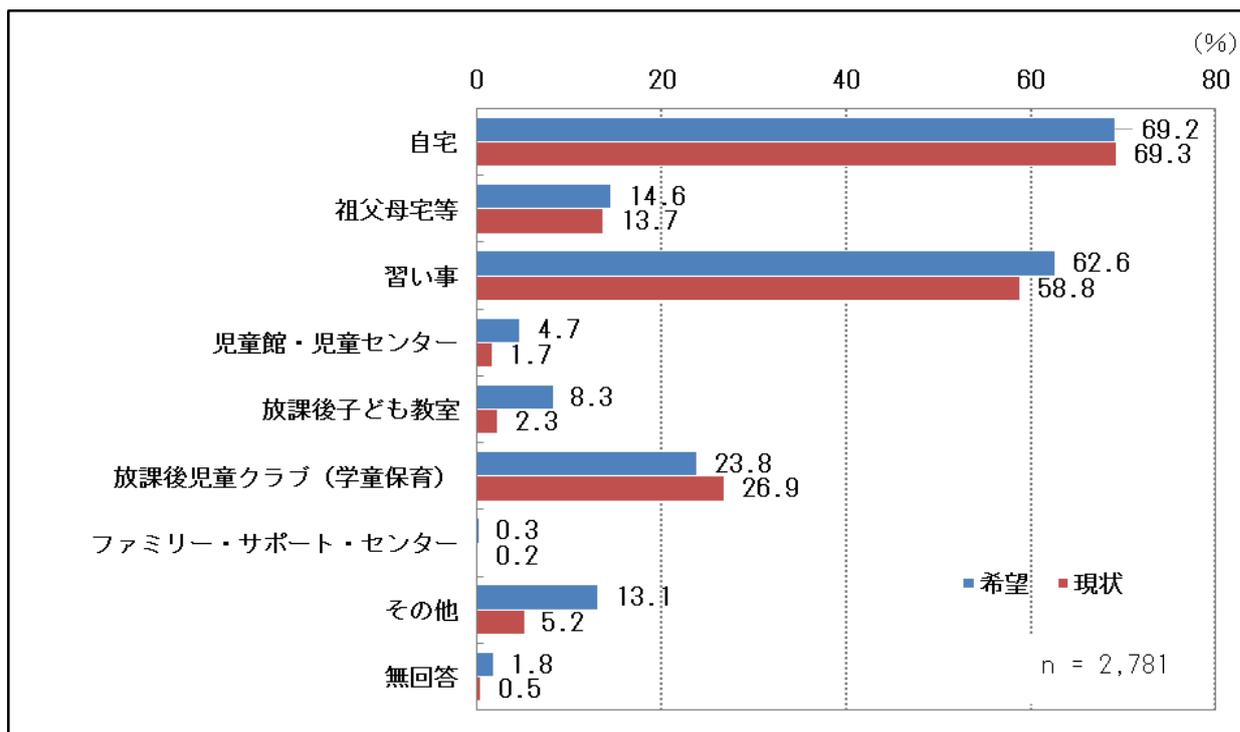


- 現在の小学生の放課後児童クラブの利用希望の状況と比較すると、就学前児童の保護者が利用を希望する割合が高くなっています。

《低学年と高学年における放課後の居場所の希望（就学前児童調査）[複数]》



《放課後の居場所の現状と希望（小学生調査）[複数]》



V 計画期間中の子どもの人口予測

長崎市の0歳から11歳の子どもの数は、減少することが見込まれます。

(単位：人)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
0～5歳 計	18,248	17,558	17,067	16,561	16,046
6～11歳 計	19,907	19,671	19,366	19,026	18,661
0～11歳合計	38,155	37,229	36,433	35,587	34,707

※平成30～31年の4月1日の住民基本台帳人口(外国人含む)による男女別1歳ごとの人口を用いて、コーホート変化率²により予測

² コーホート変化率法：コーホートとは同時出生集団のことをいいます。同じ年齢のグループ、例えば、ある時点の3歳児のグループが、翌年、1年経って4歳になるまでの間に転入、転出あるいは死亡により変動した人口比を用いて人口の推計を行う方法がコーホート変化率法です。なお、0歳児人口はコーホートが存在しないため、15～49歳の女性に対する0歳の子ども(男児・女児)の割合(婦人子ども比)を用いて男女別・0歳人口を求めています。

VI 計画の基本理念、施策体系

1 基本理念

『子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまち』

第2期の基本理念は、これまでの子ども・子育て支援に加え、地域や商店街など、まち全体で子どもや子育てを応援してもらうことで、長崎市がさらに「子育てしやすいまち」となることを実現するため、上記のとおり定めます。

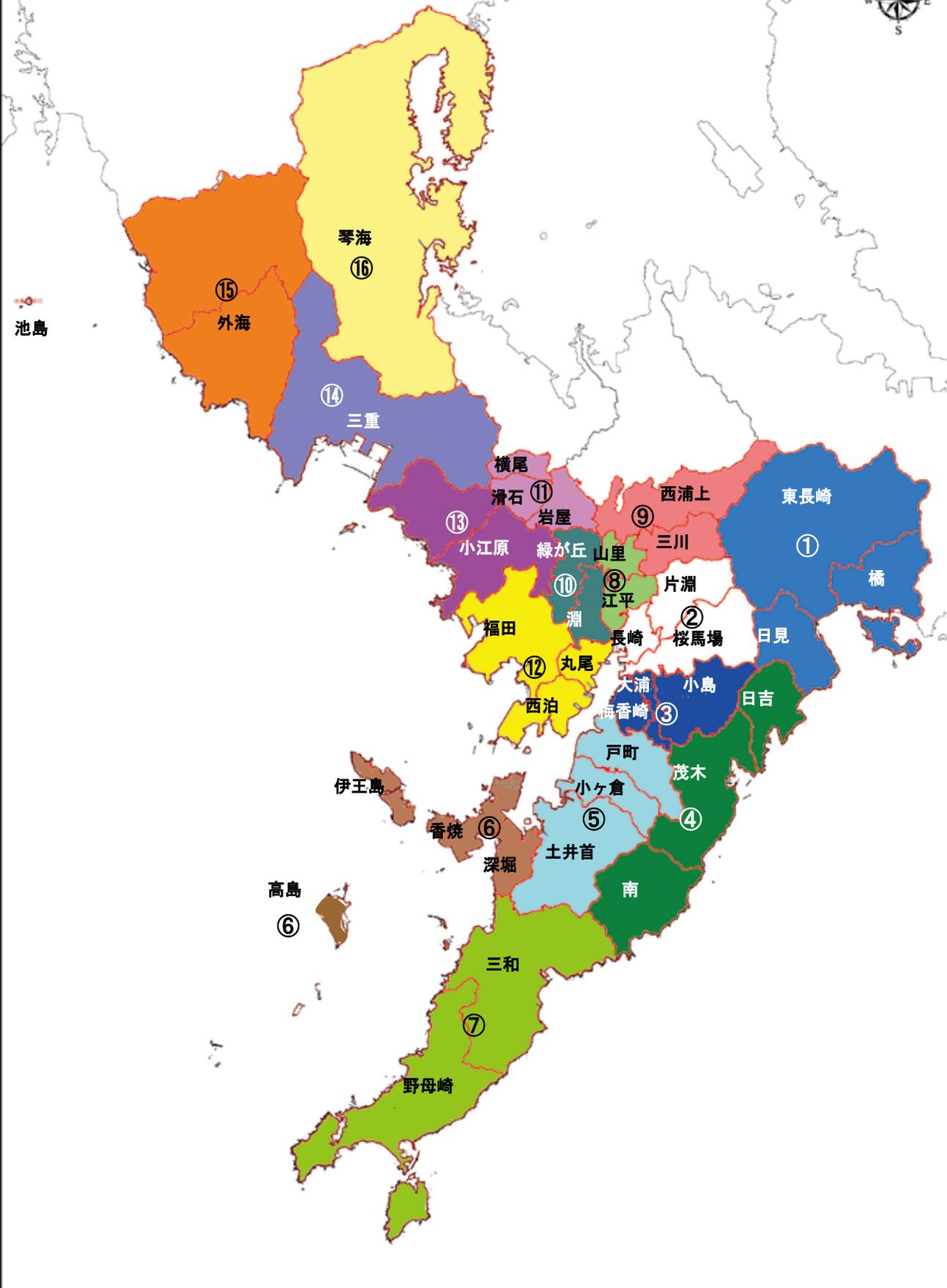
2 施策の体系



VII 教育・保育提供区域

事業	区域	理由
教育・保育施設	16	地理的条件や交通事情等を考慮して、一般的な移動手段により、子どもと保護者が居宅からの移動が容易な範囲である中学校区を基本単位とし、1つ～3つの中学校区を併せて区域を設定する。
延長保育事業	16	保育所等における事業であるため、教育・保育施設に準じる。
一時預かり事業	16	保育所等における事業であるため、教育・保育施設に準じる。
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	16	子どもと保護者が身近な地域で利用できるように教育・保育施設に準じる。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	16	保護者が身近な地域で利用できるように教育・保育施設に準じる。
病児・病後児保育事業	全市域	利用者のニーズを把握し、必要に応じて配置を検討するため全市域とする。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学校区	対象児童が通学している小学校区内で利用できる状態にするため小学校区とする。
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	全市域	市外の施設を含め、5箇所を受け入れを行っているが、今後、利用状況等をみながら、必要に応じて配置を検討するため全市域とする。
妊産婦健康診査事業	全市域	対象者が自らの状況に応じて、利用したい医療機関を選択しているため全市域とする。
乳児家庭全戸訪問事業	全市域	乳児がいる全ての家庭を対象としているため全市域とする。
養育支援訪問事業	全市域	支援を必要とする家庭を対象としているため全市域とする。
利用者支援事業 【母子保健型】	全市域	全ての妊産婦等を対象としているため全市域とする。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	全市域	幼稚園（新制度未移行）に通う低所得者世帯等が給付の対象であり、地域の指定がないことから全市域とする。

子ども・子育て支援事業計画における教育・保育提供区域（16区域）



VIII 計画の取組み・事業

1 幼児期の教育・保育の充実

(1) 教育・保育施設等の適正な量の確保

就学前児童の保護者が、希望に応じた教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）等を利用できるよう、今後の量の見込みとその確保策を定めます。

【量の見込みの考え方】

保育（2号認定子ども（3～5歳児）及び3号認定子ども（0～2歳児））の量については、幼児教育・保育の無償化や共働き世帯の増加などにより、保育利用率が伸びていくと見込んでおり、過去3年間の保育利用率（長崎市全体及び各区域）の実績を基に、令和2年度から令和6年度の保育利用率が平均的に伸びていくものと見込んでいます。

教育（1号認定子ども（3～5歳児））の量の見込みについては、3～5歳児の99.4%（平成31年4月1日現在）が教育又は保育のいずれかの施設に入所しており、入所しない児童も一定数見込むと両施設への入所率は横ばいになると見込んでおり、3～5歳児の数から、入所しない児童及び2号認定子どもの数を除いた児童数が、1号認定子どもの数になると見込んでいます。

その結果、保育利用の伸びと少子化による児童数の減少とが相殺され、保育の量はほぼ横ばいで推移し、教育の量は減少していくものと見込んでいます。

【確保策の考え方】

保育所等待機児童は、平成31年4月時点で解消しましたが、その後の保育ニーズに対応できるよう量の確保を図ります。

- 定員数の不足が見込まれる区域については、令和6年4月には、全ての区域で定員内保育を実現できる計画として策定します。
- 確保策は既存施設の活用を基本とします。
 - I 保育所等の整備、定員見直し等（保育所の新設を含む。）による定員増
 - II 幼稚園の活用（認定こども園への移行等）
 - III 認可外保育施設の認可保育所への移行
- 1号が不足する区域については、隣接区域等で確保することとします。
- 年度途中の保育需要の増加については、受け入れ体制がある施設においては、定員を超えて一定数の入所を行うことにより弾力的に対応することとします。

【認定こども園普及に係る基本的考え方】

- 認定こども園は、保護者の就労状況等によらず、柔軟に子どもを受け入れられるという特長があることから、供給を満たしている区域であっても、認定こども園への移行は今後も進めます。
- 認定こども園の類型としては、幼保連携型を中心に移行を進めますが、地域や施設の状況に応じて幼稚園型、保育所型もしくは地方裁量型への移行も進めます。

【産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保】

- 産休・育休明けにスムーズに教育・保育施設が利用できるよう前述の取組みを進めます。

【子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保】

- 施設等利用費の給付方式について、保護者の経済的負担や利便性等を勘案し、幼稚園（新制度未移行）の保育料等については現物給付により支給し、認可外保育施設等の各種利用料については保護者からの請求のあった翌月に償還払により支給しています。
- 特定子ども・子育て支援施設等に対して施設等利用費を支給する場合において、資金繰りに支障を来すことの無いよう配慮し、現物給付により支給する保育料等については、年2回、4月及び10月に、半年分を概算払しています。
- 特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく執行や権限の行使について、長崎県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を、必要に応じ、要請することとしています。

【量の見込みと確保策】

ア 新制度における認定区分等

認定区分	対 象	利用できる施設等
1号認定	満3歳以上で保育の必要性がない子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で保育の必要性がある子ども	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育の必要性がある子ども	保育所、認定こども園、地域型保育

イ 保育の必要性の認定事由

① 就労	⑥ 求職活動
② 妊娠・出産	⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
③ 保護者の疾病・負傷・障害	⑧ 虐待、DV
④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護	⑨ 育児休業をする際に、既に保育利用中の子どもの継続利用が必要であると認められること
⑤ 災害復旧	

ウ 量の見込みと確保策（長崎市全体）

（単位：人）

年度	R2					R3					R4					
	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	
			0歳	1-2歳				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳		
A 量の見込み（推計ニーズ）	3,414	6,050	526	3,736	4,262	3,119	6,001	527	3,707	4,234	2,855	6,011	524	3,729	4,253	
B 確保策	5,215	5,968	1,133	3,421	4,554	5,190	6,055	1,185	3,539	4,724	5,190	6,200	1,218	3,708	4,926	
内訳	特定教育・保育施設	3,035	5,959	1,130	3,415	4,545	3,010	6,046	1,182	3,533	4,715	3,010	6,191	1,215	3,702	4,917
	幼稚園（新制度未移行）	2,180					2,180				2,180					
	その他	0	9	3	6	9	0	9	3	6	9	0	9	3	6	9
確保策と見込みの差（B-A）	1,801	▲82	607	▲315	292	2,071	54	658	▲168	490	2,335	189	694	▲21	673	

年度	R5					R6					
	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	
			0歳	1-2歳				0歳	1-2歳		
A 量の見込み（推計ニーズ）	2,583	5,978	525	3,757	4,282	2,312	5,910	526	3,791	4,317	
B 確保策	5,190	6,275	1,238	3,873	5,111	5,190	6,357	1,252	4,022	5,274	
内訳	特定教育・保育施設	3,010	6,266	1,235	3,867	5,102	3,010	6,348	1,249	4,016	5,265
	幼稚園（新制度未移行）	2,180					2,180				
	その他	0	9	3	6	9	0	9	3	6	9
確保策と見込みの差（B-A）	2,607	297	713	116	829	2,878	447	726	231	957	

※特定教育保育施設：新制度に移行するため市の確認を受けた幼稚園、保育所、認定こども園

※その他：小規模保育事業など

※確保策の数字は、利用定員

（2）教育・保育等の質の向上

【幼稚園教諭、保育士等への研修支援】

幼稚園教諭、保育士、保育教諭が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、合同研修開催などへの支援を行います。[幼児課]

【幼稚園教諭・保育士等の処遇改善、保育士の確保】

国や県の制度の活用と市独自の補助により、幼稚園教諭や保育士、保育教諭の処遇改善を促進するとともに、賃金の根幹となる公定価格の適正な設定について国に要望していきます。

また、保育士の確保について、働きやすい職場環境づくりへの支援を行うとともに、長崎県が設置している「保育士・保育所支援センター」と連携して取り組みます。[幼児課]

【幼稚園、保育所等の運営評価】

幼稚園や保育所等の運営について、事業者による自己評価を行うとともに、第三者評価の実施についても促進します。[幼児課]

【幼稚園・保育所等と小学校の連携方策】

幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続のため、幼保小の子どもたちの交流と、職員の意見交換や合同研修の機会を設け、より緊密な幼保小連携に努めます。[幼児課]

【小規模保育事業と幼稚園・保育所等との連携方策】

小規模かつ0～2歳児までの事業である小規模保育事業については、保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を原則として求めるものとし、近隣施設や公立施設による連携に努めます。[幼児課]

2 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 地域子ども・子育て支援事業の実施

子ども・子育て支援法において、地域子ども・子育て支援事業として以下の13の事業が位置づけられており、今後の量の見込みとその確保策を定め、充実を図ります。

①延長保育事業

[概要]

保育が必要であると認定（2号、3号認定³）を受けた子どもが、保育所、認定こども園において、通常の利用日（平日、土曜日）及び利用時間以外に保育を希望する場合に、保育を実施する事業。

[量の見込みの考え方]

直近の延長保育の利用実績（平成30年度）を令和2年度の見込みとし、令和3年度以降は、延長保育の対象となる2号認定子ども及び3号認定子どもの保育の量の伸びに比例して伸びると見込み算出。

[確保策の考え方]

平日、土曜日の延長保育の量の確保については、現在、多くの保育所で実施されており、対応できているため継続して実施します。

なお、休日保育については、認可外保育施設等で既に実施している施設の周知を含め、ニーズに対応出来る方法を検討します。

[延長保育事業の量の見込みと確保策]

（単位：人【実人数】）

区域	年度	R2	R3	R4	R5	R6
市全体	A 量の見込	6,209	6,163	6,180	6,178	6,158
	B 確保策	6,209	6,163	6,180	6,178	6,158
	B-A	0	0	0	0	0

②一時預かり事業

【幼稚園型】

[概要]

幼稚園に通う子どもが、通常の利用時間終了後に、保護者の事情により家庭で保育を受けることができない場合に、幼稚園において一時的に預かる事業。

³ 1号認定：満3歳以上で保育の必要性がない子ども
2号認定：満3歳以上で保育の必要性がある子ども
3号認定：満3歳未満で保育の必要性がある子ども

[量の見込みの考え方]

新制度に移行する幼稚園が増えることを考慮し、令和3年度までは、利用人数の伸び率（平成27年度から平成30年度の実績）のとおり伸びると見込み算出。令和4年度以降は、就学前児童数の減少に伴い減少すると見込んで算出。

[確保策の考え方]

幼稚園の利用希望が強い保護者に対して、長時間預かり保育を提供するため、引き続き推進します。

幼稚園のない区域（「④日吉・茂木・南」、「⑮外海・池島」）については、近隣の区域で確保します。

[一時預かり事業(幼稚園型)の量の見込みと確保策]

(単位：人【延利用人数】)

区域	年度	R2	R3	R4	R5	R6
市全体	A 量の見込	130,612	169,796	165,721	161,412	157,215
	B 確保策	130,612	169,796	165,721	161,412	157,215
	B-A	0	0	0	0	0

[幼稚園型以外]

[概要]

保護者の事情により、家庭において一時的に保育を受けることができない場合に、保育所等において一時的に預かる事業。

[量の見込みの考え方]

延利用人数の伸び率（平成27年度から平成30年度実績）のとおり伸びると見込み算出。

[確保策の考え方]

一時預かり事業を行う保育所は、20箇所（平成31年4月1日現在）あり、定員枠は一定確保できていますが、地域によっては不足しているため、ニーズに対応できるよう増やします。

また、ファミリー・サポート・センターにおいてもまかせて会員を増やし、一時預かりのニーズに対応します。

[一時預かり事業(幼稚園型以外)の量の見込みと確保策]

(単位：人【延利用人数】)

区域	年度	R2	R3	R4	R5	R6
市全体	A 量の見込	8,159	8,530	8,901	9,272	9,643
	B 確保策	24,477	25,590	26,703	27,816	28,929
	一時預かり(保)	22,799	23,862	24,923	25,984	27,041
	ファミサポ(未就)	1,678	1,728	1,780	1,832	1,888
	B-A	16,318	17,060	17,802	18,544	19,286

③地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

[概要]

就学前児童（概ね3歳未満児）及びその保護者が相互交流できる場所を身近に開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業。

[量の見込みの考え方]

ニーズ調査において、「今まで利用したことがない」と回答した割合 85.7%及び「今後利用したい」と回答した割合 15.6%を、年度ごとの推計児童数にそれぞれ乗じ、さらに年間利用回数に乗じて新規増加利用人数を見込み、その人数に現行の利用実績（平成30年度：31,444人）を加えて延利用人数を算出。

[確保策の考え方]

- 未設置の区域に、子育て支援センターの設置を進めます。なお、設置にあたっては、利用者の利便性を考慮します。
- 利用状況に応じ、設置数も含めて検討します。

[地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)の量の見込みと確保策]

（量の見込み単位：人【延利用人数】）

区域		現在の 設置数	年度	R2	R3	R4	R5	R6
市全体				A 量の見込み	45,445	43,667	42,444	41,389
①	東長崎・橘・日見	2箇所	A 量の見込み	8,185	7,862	7,644	7,452	7,289
②	桜馬場・片淵・長崎	1箇所	A 量の見込み	6,109	5,871	5,707	5,563	5,442
③	小島・大浦・梅香崎	1箇所	A 量の見込み	3,253	3,125	3,038	2,963	2,898
④	日吉・茂木・南	0箇所	A 量の見込み	169	163	158	154	151
⑤	戸町・小ヶ倉・土井首	1箇所	A 量の見込み	3,850	3,700	3,596	3,507	3,430
⑥	深堀・香焼・伊王島・高島	0箇所	A 量の見込み	1,782	1,713	1,664	1,623	1,587
⑦	三和・野母崎	1箇所	A 量の見込み	560	539	523	511	499
⑧	江平・山里	0箇所	A 量の見込み	4,353	4,183	4,066	3,965	3,877
⑨	西浦上・三川	1箇所	A 量の見込み	3,296	3,167	3,078	3,002	2,935
⑩	淵・緑が丘	1箇所	A 量の見込み	6,924	6,653	6,467	6,306	6,168
⑪	岩屋・滑石・横尾	0箇所	A 量の見込み	2,833	2,722	2,646	2,580	2,524
⑫	丸尾・西泊・福田	0箇所	A 量の見込み	1,689	1,623	1,577	1,538	1,505
⑬	小江原	0箇所	A 量の見込み	732	703	684	667	652
⑭	三重	0箇所	A 量の見込み	1,142	1,097	1,066	1,040	1,017
⑮	外海・池島	1箇所	A 量の見込み	26	25	24	24	23
⑯	琴海	1箇所	A 量の見込み	542	521	506	494	483
市全体		10箇所	B 確保策	14箇所	17箇所	17箇所	17箇所	17箇所

④子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【概要】

地域において育児の援助を行いたい者（まかせて会員）及び育児の援助を受けたい者（おねがい会員）が会員となり、地域の中で一時的な子育ての助け合いを行う事業。

【量の見込みの考え方】

第1期の基準値（平成25年度：1,848日）から5年間の伸び率（約15%）を基に、平成30年度（2,124日）を基準として、令和6年度まで毎年度3%の増加を見込み、延利用日数を算出。

【確保策の考え方】

ファミリー・サポート・センター事業は定員等の設定がなく、確保提供量を数値化することが困難なため、量の見込み数を確保提供量とします。

【子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の量の見込みと確保策】

（単位：日【延利用日数】）

区域	年度	R2	R3	R4	R5	R6
市全体	A 量の見込	2,253	2,321	2,391	2,462	2,536
	B 確保策	2,253	2,321	2,391	2,462	2,536
	B-A	0	0	0	0	0

⑤病児・病後児保育事業

【概要】

保護者が就労等で、病気やその回復期にある児童を家庭で保育できない時に、小児科医院等に付設された専用スペース等で看護師等が保育する事業。

【量の見込みの考え方】

教育・保育の量の見込みに、ニーズ調査の利用意向率（22.9%）及び利用意向日数の平均（5.95日）を乗じて延利用人数を算出。

【確保策の考え方】

令和2年3月現在、市内5箇所に設置していますが、特に利用が多い地区の動向と周辺地区も含め、繁忙期など利用できない状況を考慮し、配置を検討します。

【病児・病後児保育事業の量の見込みと確保策】

長崎市全体

（単位：人【延利用人数】）

年度	R2	R3	R4	R5	R6
A 量の見込み	14,051	13,946	13,985	13,980	13,935
B 確保策	12,300	14,000	14,000	14,000	14,000
B-A	▲1,751	54	15	20	65

⑥放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【概要】

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業。

【量の見込みの考え方】

放課後児童クラブに登録している児童数（実人員）及び小学生全体に占める登録率は、平成22年度以降増加傾向であり、今後も増加傾向が継続することが見込まれます。そのため、ニーズ調査に基づき算出した令和6年度の量の見込みに向けて、令和2年度から平均的に増加するものとして利用児童数を算出。

【確保策の考え方】

放課後児童クラブの設置（新設・移転・拡大）については、事業者において整備し、それに係る経費を補助することとする。ただし、学校の余裕教室等が確保できる場合は活用可能とする。

なお、量の見込みが少ない5小学校区（池島、日吉、南、伊王島、高島小学校区）については、放課後子ども教室⁴等の実施により、放課後等の安全安心な居場所が確保されているため、放課後児童クラブは設置しないこととする。

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保策】

長崎市全体

（単位：人【利用児童数】）

年度		R2	R3	R4	R5	R6
A 量の見込み	1年生	1,457	1,523	1,573	1,604	1,605
	2年生	1,439	1,497	1,546	1,586	1,586
	3年生	1,228	1,301	1,329	1,362	1,363
	4年生	969	1,042	1,110	1,193	1,277
	5年生	753	810	870	934	1,002
	6年生	430	465	496	533	577
	計	6,276	6,638	6,924	7,212	7,410
B 確保策		7,797	7,890	8,074	8,233	8,305
B-A		1,521	1,252	1,150	1,021	895

⑦子育て短期支援事業（ショートステイ）

【概要】

保護者が疾病や就労等の事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった時に、児童福祉施設等において、短期間その児童の養育等を行う事業。

【量の見込みの考え方】

国が示す算出方法による数値に、児童虐待相談等による保護者の育児不安等の事由により、本事業の活用が想定される数値を加えて、利用日数を算出。

⁴ 放課後子ども教室：次代を担う人材の育成のため、放課後児童クラブを利用する児童だけでなく小学校区に居住する全ての児童が多様な体験・活動を行うことができる場所。毎日開設している放課後児童クラブと違い、週に数回の実施。

[確保策の考え方]

現在の受入体制（児童養護施設3箇所、保育所1箇所、市外の乳児院1箇所）を維持するとともに、利用状況等を見ながら、必要に応じて実施箇所の配置を検討します。

[子育て短期支援事業の量の見込みと確保策]

年度	R2	R3	R4	R5	R6
A 量の見込み	268 日	259 日	252 日	246 日	239 日
B 確保策	5 箇所				

⑧妊産婦健康診査事業

[概要]

妊娠高血圧症候群や貧血などの異常を発見して治療につなぎ、安全な出産が迎えられよう、妊婦に対する定期健康診査（最大14回）と、「産後うつ」の予防などのための産婦健康診査（最大2回）を委託医療機関において実施するとともに、県外での受診費用を助成する。また、妊産婦の歯科健康診査を実施する事業。

[量の見込みの考え方]

各年度0歳児推計人口×13回（妊婦健康診査平均受診回数）

[確保策の考え方]

適切な時期の妊婦健康診査受診を促進するために、早期母子健康手帳取得の周知啓発や、継続して定期受診ができるよう関係機関と連携して必要な支援を行います。また、産婦健康診査については、助成制度の周知啓発を引き続き行います。

[妊産婦健康診査事業の量の見込みと確保策]

（単位：回【延受診回数】）

年度	R2	R3	R4	R5	R6	
A 量の見込み	36,049	35,061	34,177	33,462	32,812	
確保策	B 確保数	36,049	35,061	34,177	33,462	32,812
	実施体制	○医療機関や助産院への委託 ○委託していない県外の医療機関等での受診に対する公費負担				

⑨乳児家庭全戸訪問事業

[概要]

生後4か月までの乳児がいる家庭を民生委員・児童委員等が訪問し、子育てに関する情報の提供や、子育ての状況を把握することで、支援が必要な家庭を早期に発見し、保健師の訪問などにつなぐ事業。

[量の見込みの考え方]

各年度の0歳児推計人口を基に、転出・里帰りなどにより訪問できなかった割合を考慮し訪問件数を算出。

[確保策の考え方]

事業について対象家庭への事前周知と理解を十分に図るなど民生委員・児童委員が実施しやすい仕組みを整え、民生委員・児童委員や他の関係機関と連携して子育て家庭の状況把握を行い、必要な支援につなげます。

[乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保策]

(単位：件【訪問件数】)

年度		R2	R3	R4	R5	R6
A 量の見込み		2,543	2,473	2,411	2,360	2,315
確保策	B 確保数	2,543	2,473	2,411	2,360	2,315
	実施体制	○民生委員・児童委員協議会への委託 ○担当保健師の配置				

⑩養育支援訪問事業

[概要]

出産後間もない時期や、さまざまな要因により養育が困難になっている家庭に対して、育児についての技術的助言や指導、家事援助等の支援を行い、児童虐待を未然に防止する事業。

[量の見込みの考え方]

過去の実績を基に平均伸び率を考慮し実対象人数を算出。

[確保策の考え方]

産婦人科・小児科等の関係機関との連携を強化し、支援が必要な家庭の把握を確実に行います。また、対象者にあった養育支援が適切に行われるよう、体制の充実を図ります。

[養育支援訪問事業の量の見込みと確保策]

単位：人【実対象人数】

年度		R2	R3	R4	R5	R6
A 量の見込み		20	20	20	20	20
確保策	B 確保数	20	20	20	20	20
	実施体制	○担当保健師の配置 ○訪問支援者の配置				

⑪利用者支援事業

[概要]

子どもとその保護者等が、個別の状況に応じて、適切な教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、身近な場所で教育・保育施設の入所、子どもの預かりや発達状況など子育てに関する日常的な相談に応じ、地域の子育て支援に関する情報を提供するとともに、必要に応じて助言・手続きに必要な窓口等の紹介などを行う事業。

利用者支援事業には、保育コンシェルジュのような教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての情報集約・提供、相談、利用支援・援助を行う「特定型」と、特定型に加え、関係機関との連絡調整、連携・協働、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有などを行う「基本型」と、保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に上記の利用者支援と地域連携を行う「母子保健型」のタイプがあります。

長崎市では、現在「母子保健型」を実施し、妊娠、出産期の心身の不調や育児不安を軽減するため、保健師等による相談支援や保健指導を行っています。

[量の見込みの考え方]

市内に1箇所設置。

[確保策の考え方]

母子保健型を中核とした子育て世代包括支援センターにおいて、関係機関と連携を図りながら、保健師等による相談体制を整えます。支援の必要な妊産婦等を早期に把握し、支援事業へとつなぐことで、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行っていきます。

[利用者支援事業の量の見込みと確保策]

(単位：箇所【設置箇所数】)

年度		R2	R3	R4	R5	R6
A 量の見込み	母子保健型	1	1	1	1	1
B 確保策	母子保健型	1	1	1	1	1

[今後の方針]

子育て世代包括支援センターにおいて、利用者支援事業の「基本型」の導入について検討します。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

[概要]

幼稚園や保育所等で必要な副食費、教材費・行事費等に要する費用を徴収（実費徴収）する場合に、その一部又は全部を助成する事業。

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、施設型給付を受ける施設（保育所・認定こども園・幼稚園（新制度移行））の低所得者世帯等については、副食費が施設型給付費で措置されるが、施設型給付を受けない施設（幼稚園（新制度未移行））においては同様の措置がなされないため、公平性の観点から、施設型給付を受けない施設の低所得者世帯等に対し、副食費の給付を実施しています。

[量の見込みの考え方]

令和2年度に対象となる幼稚園数が減少することに伴い、令和元年度からの対象園児数の減少を推計し、令和2年度以降の見込みとして算出。

[確保策の考え方]

すべての対象者に給付するため、量の見込みと同数とします。

[実費徴収に係る補足給付を行う事業の量の見込みと確保策]（単位：人【実対象人数】）

年度	R2	R3	R4	R5	R6
A 量の見込み	114	112	110	108	106
B 確保策	114	112	110	108	106

⑬多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

[概要]

（巡回支援）

多様な事業者の能力を活用するため、新規参入事業者への支援を行う事業。

（特別支援）

私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を助成する事業。

[今後の方針]

（巡回支援）

既存施設の活用を基本としていることから、現時点では実施する予定はありません。

(特別支援)

特別な支援が必要な子どもの受け入れを促進するため、国の検討状況を見ながら検討します。

なお、長崎市独自の障害児保育対策事業及び発達促進保育特別対策事業において、支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園・保育所・小規模保育事業実施施設への補助を行っており、今後も継続して実施していきます。

3 子育ての負担軽減

(1)子育てに関する情報の収集・発信の充実

主な取組み・事業	内容	担当課
イーカオの充実	子育て家庭への支援内容や幼稚園・保育所・放課後児童クラブなどの情報に加え、子どもが参加できるイベント情報等を掲載し、また、利用者が意見交換などをしたり、パパママモニターによるホームページへの意見を聴取するなど、長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」の機能の充実を図り、積極的な情報収集と情報発信に努めます。 ※イーカオのアドレス https://ekao-ng.jp/	子育て支援課
子育てガイドブックの更新	子育て家庭への支援内容や幼稚園・保育所・放課後児童クラブなどの子育てに関する情報を掲載した長崎市子育てガイドブックを適宜更新し、子育て世帯への配布を行います。	子育て支援課
母子保健事業における情報提供	子育て家庭への様々な制度や育児・地域に関する情報などについて、乳幼児健康診査や育児学級等で情報提供を行います。	こども健康課、各総合事務所地域福祉課

(2)子育てに関する相談体制の充実

主な取組み・事業	内容	担当課
こども総合相談の周知・充実	子どもに関する総合相談窓口である「こども総合相談」について、広報ながさきや相談先を記載したカードを配布すること等により周知を図ります。 また、専門職を配置するなど相談体制の充実を図ります。併せて、若年層の保護者にとって利用しやすい、メールによる相談を実施します。	子育て支援課
親子の心の相談の実施	子どもの関わり方に悩んでいる保護者に対して、精神保健福祉士、小児科医が専門的なアドバイスを行う「親子の心の相談」を実施します。	子育て支援課
子育て世代包括支援センターにおける相談支援	保健師等による相談窓口の周知を図り、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じます。また、必要な情報提供、助言、保健指導を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。	こども健康課、各総合事務所地域福祉課

(3)子育てを通じた仲間づくりの推進

主な取組み・事業	内容	担当課
お遊び教室の開催	民生委員・児童委員等の協力を得ながら、地域の公民館やふれあいセンター等で「お遊び教室」を開催し、0歳から就学前の子ども及び保護者の交流や子育てに関する相談・助言を行います。	子育て支援課
育児学級の実施	生後2か月から1歳までの第1子とその保護者を対象に育児学級を開催し、保護者同士の仲間づくりや、保健師等による育児相談を行います。	こども健康課、各総合事務所地域福祉課
子育て支援センターの充実	概ね3歳未満の乳幼児親子が地域において、交流・相談できる子育て支援センター及び、長崎市独自の取組みとして開設した、発達障害者支援に特化した子育て支援センターを充実します。	子育て支援課

(4)家庭の子育て力向上の支援

主な取組み・事業	内容	担当課
親育ち学びあい講座の実施	子育ての精神的負担軽減やしつけの方法等を学ぶ「親育ち学びあい講座」を実施します。	子育て支援課
父親への子育て支援	家族が協力し合って子育てができる環境をつくるため、父親への支援として、妊娠中の両親学級、父親も対象とする育児学級や父親と就学前児童が参加する「お遊び教室パパデー」を開催します。	子育て支援課、こども健康課、各総合事務所地域福祉課
ファミリー・プログラムの実施	0歳から15歳までの子どもの保護者が子育てについて語り合い、学び合うワークショップ「ファミリー・プログラム」を小中学校等で実施します。	生涯学習課
子育て応援講座	公民館や文化センターで子どもを育てる保護者を応援する講座を実施します。	各公民館、各文化センター

(5)地域や商店街、職場などで子育てを応援する取組みの推進

主な取組み・事業	内容	担当課
赤ちゃんの駅の設定推進	子育て家庭が子連れで外出する際の負担を軽減するための、授乳室やオムツ替えスペースを市民に無料で開放してくれる施設について企業等に働きかけを行うとともに、赤ちゃんの駅認定施設をホームページで紹介し広く周知します。	子育て支援課
地域コミュニティ連絡協議会の設立及び運営支援	自治会をはじめ地域の様々な団体が連携し、地域課題の解決に向けた取組み（地域におけるまちづくり）を行う地域コミュニティ連絡協議会の設立及び運営支援を行います。	地域コミュニティ推進室、中央総合事務所総務課、各総合事務所地域福祉課（中央除く）、各地域センター（中央除く）、地域支援室

主な取組み・事業	内容	担当課
まち全体で子育て家庭を支える仕組みづくりの検討	子育て家庭が外出時など、どこでも子育てを応援してもらえるよう、地域や商店街、民間企業等の参画により、まち全体で子育てを支援する場所の切れ目のない仕組みを検討します。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業の充実（※再掲）	地域において育児の援助を行いたい者（まかせて会員）及び育児の援助を受けたい者（おねがい会員）が会員となり、地域の中で一時的な子育ての助け合いを行います。	子育て支援課

(6)子育てを総合的に支援するための拠点の整備

主な取組み・事業	内容	担当課
こどもセンターの設置	市民や地域における子育て支援への様々な取組みを支えながら、子どもや子育て家庭を総合的に支援する拠点施設となる、（仮称）こどもセンターの設置を進めます。	子育て支援課

(7)経済的支援の実施

主な取組み・事業	内容	担当課
児童手当の支給	中学校修了前の児童を養育している保護者に対し、児童手当を支給し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
子ども福祉医療費の助成	中学校卒業までの児童を対象に、医療費の一部負担金のうち、子ども福祉医療費の自己負担限度額を差引いた額を助成します。 また、全国どこでも同様の助成が受けられるよう長崎県や国に制度の設立を働きかけます。	子育て支援課
助産の実施	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対し助産を行います。	子育て支援課
就学援助制度	経済的理由により就学困難な小中学生の保護者に対し、学用品費や給食費等の経費の一部を援助します。	教育委員会総務課
幼児教育・保育の無償化	令和元年10月から、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、3歳から5歳までの子どもを持つ全世帯及び0歳から2歳までの子どもを持つ住民税非課税世帯を対象に、子ども・子育て支援新制度の保育所等における保育料を無料としています。 また、無償化に伴い、副食費は保護者の負担となりましたが、子どもが通う施設間での公平性を保つとともに、保護者がこれまで負担していた額を超える負担をしないよう、また、通園する施設により不公平とならないよう、国の負担軽減策に加え、市独自の支援策を講じています。	幼児課
ひとり親家庭への経済的支援	ひとり親家庭への経済的支援として、児童扶養手当の支給、医療費の助成、必要な資金の貸付等を行います。	子育て支援課

4 子どもの育ちへの支援

(1)子どもが遊び・学ぶ場の充実

主な取組み・事業	内容	担当課
全天候型子ども遊戯施設の整備	子どもたちが豊かな自然環境の中で思いっきり遊び、成長できるよう「あぐりの丘」に全天候型子ども遊戯施設を整備します。	子育て支援課
放課後子ども教室の推進	全ての小学生が、放課後や週末に色々な活動が体験できる「放課後子ども教室」を市内全小学校区で実施することを目指すとともに、そのうち、半数（34箇所）以上で放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型を実施することを目指します。	こどもみらい課
放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型の推進方策	放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型の実施にあたっては、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携して、プログラムの企画段階から内容・実施日等を検討できるよう、必要に応じて、打ち合わせができる場を設けます。また、こども部、教育委員会及び学校で連携し、余裕教室の活用等について、協議を行うとともに、実施にあたっての責任体制を文書化するなど明確にします。	こどもみらい課
青少年育成協議会の支援	地域において青少年を健全に育成するために、様々な体験・交流活動等を実施する青少年育成協議会を支援します。	こどもみらい課
人材育成	地域での体験・交流活動を支える指導者の養成を行います。	こどもみらい課
夏休み子ども講座等の公民館講座	子どもたちが気軽に参加し、交流できる学習の場を設けます。	各公民館、各文化センター
中高生と乳幼児のふれあい体験	中高生が乳幼児とふれあい、子育ての楽しさや難しさを実感する機会を設けるため、「お遊び教室」への参加を促します。	子育て支援課
薬物や性感染症への知識普及	薬物乱用防止教育の充実を図るとともに、エイズや性感染症への知識の普及啓発を図ります。	健康教育課、地域保健課

(2)子どもの安全対策の推進

主な取組み・事業	内容	担当課
子どもを守るネットワーク活動の支援	地域の力を結集して子どもたちの安全を確保する取り組みを行っている「小学校区子どもを守るネットワーク」の活動を支援します。	こどもみらい課
少年センター活動	青少年の非行防止と健全育成のために、学校や関係機関・団体等と連携を深めながら、補導活動、相談活動、環境浄化活動を行うとともに、情報の収集・分析・提供を行います。	こどもみらい課
メディア利用のルールづくり	P T A連合会と連携し、スマートフォンや携帯電話等のメディア利用のルールづくりとその遵守について、保護者への啓発活動に取り組みます。	生涯学習課

5 母と子の健康への支援（長崎市母子保健計画）

(1) 妊娠・出産・育児への切れ目ない支援

主な取組み・事業	内容	担当課
子育て世代包括支援センターにおける相談支援（※再掲）	保健師等による相談窓口の周知を図り、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じます。また、必要な情報提供、助言、保健指導を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。	こども健康課、各総合事務所地域福祉課
母子健康手帳の交付と保健指導	母子健康手帳を交付し、母子の健康管理を促すとともに、すべての妊婦の状況を把握するため、保健師等による相談支援や保健指導を推進します。	こども健康課、各総合事務所地域福祉課
妊産婦健康診査（※再掲）	妊婦一般健康診査（14回）及び産婦健康診査（2回）を実施します。 適切な時期の妊婦健康診査受診を促進するために、早期母子健康手帳取得の周知啓発や、継続して定期受診ができるよう関係機関と連携して必要な支援を行います。また、産婦健康診査については、助成制度の周知啓発を引き続き行います。	こども健康課、各総合事務所地域福祉課
産前産後の支援	相談支援事業や産婦健康診査等により、支援の必要な妊産婦を早期に発見し、産科医療機関等と連携しながら、必要な支援を行います。	こども健康課、各総合事務所地域福祉課
訪問や教室による育児への支援	妊娠や出産により不安を抱える妊産婦や乳幼児などに、適切な訪問指導を行います。また、各種教室の開催により、保護者の育児不安の軽減や育児に対する正しい知識の普及に努めます。	こども健康課、各総合事務所地域福祉課
不妊への支援	特定不妊治療にかかる相談や治療費の助成を行い、子どもを望む夫婦への支援を行います。	こども健康課

(2) 子どもの健やかな成長への支援

主な取組み・事業	内容	担当課
健康診査等の実施	乳幼児の健康診査の受診を勧奨し、未受診者への早期対応を行うことで乳幼児の健康管理を促します。 精神・運動発達上の支援が必要な幼児とその保護者を対象に教室を開催し、集団遊びや発達相談の場を提供します。また必要時には発達健康診査等を勧奨し、専門的な支援につなぎます。 幼児期の歯科健康診査、歯科口腔保健指導などを行い、子どもの歯の健康を守ります。	こども健康課、各総合事務所地域福祉課
予防接種の実施	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種について周知し、定期接種を勧奨します。	こども健康課
小児医療に対する支援	乳幼児の健康管理を継続的に行うため、保護者に対して「かかりつけ医」を持つことの重要性を啓発します。 また、未熟児養育医療費や自立支援医療（育成医療）費、小児慢性特定疾病医療費などの助成を行います。	こども健康課

6 児童虐待等の防止

(1) 虐待・いじめ等の発生予防

主な取組み・事業	内容	担当課
子どもを守る条例の周知・啓発	虐待やいじめ等から子どもたちを市民一丸となって守るために制定した「長崎市子どもを守る条例」について、出前講座やリーフレットの配布などを行い周知・啓発を図ります。	子育て支援課
こども総合相談の周知・充実(※再掲)	虐待やいじめ、子育てに関する総合相談窓口である「こども総合相談」について、広報ながさきや相談先を記載したカードを配布すること等により周知を図ります。また、専門職を配置するなど相談体制の充実を図ります。併せて、若年層の保護者にとって利用しやすい、メールによる相談を実施します。	子育て支援課
親子の心の相談の実施(※再掲)	子どもの関わり方に悩んでいる保護者に対して、精神保健福祉士、小児科医が専門的なアドバイスを行う「親子の心の相談」を実施します。	子育て支援課
親育ち学びあい講座の実施(※再掲)	子育ての精神的負担軽減やしつけの方法等を学ぶ「親育ち学びあい講座」を実施し、児童虐待の防止につなげます。	子育て支援課
養育支援訪問事業の実施(※再掲)	出産後間もない時期や、さまざまな要因により養育が困難になっている家庭に対して、育児についての技術的助言や指導、家事援助等の支援を行い、児童虐待を未然に防止します。	こども健康課、各総合事務所地域福祉課
子育て世代包括支援センターにおける相談支援(※再掲)	保健師等による相談窓口の周知を図り、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じます。また、必要な情報提供、助言、保健指導を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。	こども健康課、各総合事務所地域福祉課

(2) 早期発見・早期対応への支援体制の充実

主な取組み・事業	内容	担当課
子ども家庭総合支援拠点による支援の充実	すべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、子ども等に関する相談全般から、社会福祉士、臨床心理士などによる専門的な相談対応や継続的な訪問を行い、具体的な寄り添い型の支援を行います。	子育て支援課
早期発見、早期対応	乳幼児健康診査の場や保育所、幼稚園、小中学校等と連携し、虐待やいじめ等の早期発見、早期対応に努めます。	子育て支援課
関係機関との連携、職員の資質向上	長崎市親子支援ネットワーク地域協議会（長崎市要保護児童対策地域協議会）及び長崎市子どもを守る連絡協議会を中心に、学校、警察、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携を図るとともに、研修や事例検討を通して関係者の資質向上を図ります。	子育て支援課

主な取組み・事業	内容	担当課
乳児家庭全戸訪問事業の実施（※再掲）	生後4か月までの乳児がいる家庭を民生委員・児童委員等が訪問し、子育てに関する情報の提供や、子育ての状況を把握することで、支援が必要な家庭を早期に発見し、保健師の訪問などにつなぎます。	こども健康課、各総合事務所地域福祉課

7 ひとり親家庭への支援（長崎市ひとり親家庭等自立促進計画）

(1)生活の支援

主な取組み・事業	内容	担当課
母子・父子自立支援員による相談	母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭・父子家庭等の生活指導や相談・助言を実施します。	子育て支援課
日常生活支援	ひとり親家庭の保護者及び寡婦が病気や本人の就学などの事由により一時的に日常生活に支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し、家事や育児などの日常生活の支援を行います。	子育て支援課
母子生活支援施設	母子生活支援施設において、配偶者のない女子、又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させ保護するとともに、自立促進のために生活を支援します。併せて、退所者についても相談その他の援助を行います。	子育て支援課
保育所への優先的入所	ひとり親家庭が安心して就労・求職活動ができるよう、継続して優先的入所選考を実施します。	幼児課
市営住宅への優先的入居	ひとり親家庭等の市営住宅への優先的入居を実施します。	住宅課

(2)経済的支援

主な取組み・事業	内容	担当課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等に対し、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、所得状況に応じ児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
ひとり親家庭・寡婦福祉医療費の助成	20歳未満の子を監護するひとり親家庭の母・父及びひとり親家庭の母・父に監護されている18歳未満の子（父母のない18歳未満の子も含む）、寡婦に対し、所得状況に応じて医療費の一部負担金のうち、ひとり親家庭・寡婦福祉医療費の自己負担限度額を差し引いた額を助成します。	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭等に対し、児童の修学や自身の技能習得等に必要な資金を貸し付け、経済的自立を支援します。	子育て支援課
保育料等の減免	ひとり親家庭等の世帯で、一定の要件を満たす場合には、保育料及び放課後児童クラブの利用料を減免します。また、保育所保育料等の決定については、未婚のひとり親家庭の父または母においても所得税法上の寡婦（夫）控除を「みなし適用」します。	幼児課、こどもみらい課、子育て支援課

(3) 就業の支援

主な取組み・事業	内容	担当課
母子・父子自立支援プログラムの策定	母子・父子自立支援プログラム策定員が、ひとり親家庭の父または母に面接を行い、個々のケースに応じた自立支援計画を策定して、就業する上での様々な悩みや問題の解決を図り、きめ細やかで継続的な就労支援を実施します。	子育て支援課
資格取得等への支援	介護職員初任者研修等の教育訓練講座を受講する者や、看護師等の資格取得のため養成機関で1年以上修業する者に対し給付金（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金）を支給し、能力開発や資格取得を支援します。	子育て支援課
ひとり親家庭等自立促進センターの運営	長崎県と共同で長崎県ひとり親家庭等自立促進センターを運営し、就業支援及び専門家による相談を実施し、ひとり親家庭等の自立を総合的に支援します。	子育て支援課
関係機関との連携	求人情報や各事業の情報を円滑に取得・提供するために、ハローワーク、マザーズコーナー ⁵ やながさき就職支援ルーム ⁶ 等との連携を図ります。	子育て支援課

8 障害児への支援

(1) 障害児支援の充実

主な取組み・事業	内容	担当課
教育・保育施設での受け入れ促進	<p>保育所等において、精神・身体に障害又は発達遅滞のある乳幼児を受け入れ、健常児とともに保育を行い、心身の発達を促すとともに、障害のある乳幼児等を受け入れている保育所等に対する助成を行い、受入れ施設の拡充を図ります。</p> <p>また、医療的ケアが必要な児童⁷を保育所等で受け入れるための支援体制の構築等について検討を進めていきます。</p>	幼児課
放課後児童クラブでの受け入れ促進	障害児を受け入れている放課後児童クラブに対し、助成を行い、障害児の受け入れを促進します。	こどもみらい課

⁵ マザーズコーナー：子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーの設置など子ども連れで来所しやすい環境を整備し、予約による担当者制の職業相談、地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援を行う。

⁶ ながさき就職支援ルーム：ワンストップ型の就労支援を行うため長崎市役所内に設置したハローワーク長崎の常設窓口

⁷ 医療的ケアが必要な児童：医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児のこと。

主な取組み・事業	内容	担当課
発達支援のための健康診査、相談の実施	<p>乳幼児の健康診査を実施し、精神・運動発達の遅れや疾病、障害を早期に発見するとともに、保護者、医療機関、保育所、幼稚園等から精神・運動発達面の相談を受けた乳幼児に対する発達健康診査を行い、適切な助言・指導を行います。</p> <p>また、精神・運動発達上の支援が必要な幼児とその保護者を対象に、集団遊びや発達相談を内容とする教室を開催します。</p>	こども健康課、各総合事務所地域福祉課
在宅サービス及び障害児通所支援の提供	<p>在宅で生活する障害児について、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス又は児童発達支援等の障害児通所支援事業を実施し、在宅支援の充実に努めます。</p> <p>また、児童発達支援センターを有する「長崎市障害福祉センター」を中心に、地域の療育体制を行う事業を強化します。</p>	障害福祉課
地域における療育支援の充実	<p>保育所、幼稚園、小中学校、障害児通所支援事業所又は医療機関の職員を対象に、障害福祉センターの専門職員による療育技術指導や講習会を実施し、地域における療育支援体制の充実に努めます。</p>	障害福祉課
障害福祉センターにおける発達支援の充実	<p>長崎市障害福祉センター診療所において、心身に障害がある児童又はその疑いがある児童に対し、診察・治療・発達評価・障害評価を専門的に行い、医師又はセラピストによる療育とリハビリテーションを適切に実施します。</p> <p>また、保育所、幼稚園等における巡回相談を行い、障害児の早期発見に努めるとともに、専門職員が保育士や保護者等からの相談を受け、適切な指導方法について助言します。</p> <p>さらに、学童を対象としたグループ訓練や、家族支援のためのペアレント・トレーニングを実施するなど、療育の一層の充実に努めます。</p>	障害福祉課
医療的ケアが必要な児童への支援の充実	<p>医療的ケア児が、身近な地域でその心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉等の支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携し、医療的ケア児支援の充実に努めます。</p>	障害福祉課
就学・教育相談の充実	<p>発達障害を含む障害のある児童生徒一人ひとりに応じた教育を提供するために、就学・教育相談を実施しています。各幼稚園、保育所への案内、保護者や教諭、保育士等を対象とした説明会の実施、さらに、小学校入学前に実施される就学時健康診断においても就学相談の案内をしていきます。</p> <p>今後も、より望ましい就学や適切な教育的支援ができるよう情報提供に努め、本人及び保護者に対して適切に相談を進めていきます。</p>	教育研究所
特別支援学級・通級指導教室の充実	<p>障害があることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な児童生徒については、一人ひとりの障害の種類・程度等に応じ、小中学校の特別支援学級、あるいは通級指導教室において適切な教育を行っていきます。特別支援学級・通級指導教室の設置校の拡大や特別支援教育支援員の配置等の充実に努めます。</p>	教育研究所

9 子育てと仕事の両立

(1)ワーク・ライフ・バランスの推進

主な取組み・事業	内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発	長崎市労政だよりやその他情報紙等による情報発信を行うとともに、男女共同参画推進センターにおいて、ワーク・ライフ・バランスに関する講座を開催し、周知啓発を図ります。	産業雇用政策課、人権男女共同参画室
企業の表彰	男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業を表彰し、その取組みを紹介することで、職場と家庭生活の両立支援を推進します。	人権男女共同参画室
企業への融資	ワーク・ライフ・バランスを推進する中小企業者を対象とした低利な融資制度により、中小企業者の取組みを支援します。	産業雇用政策課
くるみん認定制度の周知	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その目標を達成した企業のうち、基準を満たす企業を「子育てサポート企業」として認定する「くるみん認定制度」の周知を図ります。	子育て支援課
父親への子育て支援（※再掲）	家族が協力し合って子育てができる環境をつくるため、父親への支援として、妊娠中の両親学級、父親も対象とする育児学級や父親と就学前児童が参加する「お遊び教室パパデー」を開催します。	子育て支援課、こども健康課、各総合事務所地域福祉課

(2)子育てと仕事の両立のための基盤整備

主な取組み・事業	内容	担当課
保育施設等の整備	保護者が安心して子育てと仕事を両立できるよう保育所、病児・病後児保育、放課後児童クラブ等を整備します。	幼児課、こどもみらい課

IX 計画の点検・評価

1 計画の点検・評価

本計画の進捗状況について、毎年、庁内で点検するとともに、長崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（長崎市版子ども・子育て会議）に報告し、点検・評価を行います。また、計画の取組み・事業の円滑な実施へのご意見をいただきます。

本計画の内容、進捗状況や評価結果について長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」等で公表し、市民への周知を図ります。

2 計画の見直し

本計画における「量の見込みと確保策」と実際の利用実績等に大幅な差異が生じた場合など、必要に応じ、計画の見直しについて検討します。

X 区域別の量の見込みと確保策

(教育・保育施設、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ))

1 教育・保育施設

①東長崎・橘・日見

(単位：人)

年度		R2					R3					R4				
認定区分	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	
			0歳	1-2歳				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳		
A 量の見込み(推計ニーズ)	442	739	57	475	532	407	747	57	451	508	369	745	57	457	514	
B 確保策	502	734	144	430	574	502	739	149	440	589	502	744	164	464	628	
内訳	特定教育・保育施設	502	734	144	430	574	502	739	149	440	589	502	744	164	464	628
	幼稚園(新制度未移行)	0					0				0					
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
確保策と見込みの差(B-A)	60	▲5	87	▲45	42	95	▲8	92	▲11	81	133	▲1	107	7	114	

年度		R5					R6				
認定区分	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	
			0歳	1-2歳				0歳	1-2歳		
A 量の見込み(推計ニーズ)	331	741	57	465	522	286	711	57	475	532	
B 確保策	502	749	169	479	648	502	749	169	479	648	
内訳	特定教育・保育施設	502	749	169	479	648	502	749	169	479	648
	幼稚園(新制度未移行)	0					0				
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
確保策と見込みの差(B-A)	171	8	112	14	126	216	38	112	4	116	

②桜馬場・片淵・長崎

(単位：人)

年度		R2					R3					R4				
認定区分	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	
			0歳	1-2歳				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳		
A 量の見込み(推計ニーズ)	314	674	56	434	490	291	684	56	427	483	271	696	57	433	490	
B 確保策	552	778	137	406	543	537	793	140	417	557	537	793	140	417	557	
内訳	特定教育・保育施設	277	778	137	406	543	262	793	140	417	557	262	793	140	417	557
	幼稚園(新制度未移行)	275					275				275					
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
確保策と見込みの差(B-A)	238	104	81	▲28	53	246	109	84	▲10	74	266	97	83	▲16	67	

年度		R5					R6				
認定区分	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	
			0歳	1-2歳				0歳	1-2歳		
A 量の見込み(推計ニーズ)	246	699	57	440	497	218	695	58	447	505	
B 確保策	537	793	145	432	577	537	793	145	452	597	
内訳	特定教育・保育施設	262	793	145	432	577	262	793	145	452	597
	幼稚園(新制度未移行)	275					275				
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
確保策と見込みの差(B-A)	291	94	88	▲8	80	319	98	87	5	92	

③小島・大浦・梅香崎

年度		R2					R3					R4				
認定区分	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	
			0歳	1-2歳				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳		
A 量の見込み(推計ニーズ)	242	452	46	257	303	211	429	46	271	317	193	426	46	270	316	
B 確保策	455	530	78	277	355	455	530	78	277	355	455	530	78	277	355	
内訳	特定教育・保育施設	70	530	78	277	355	70	530	78	277	355	70	530	78	277	355
	幼稚園(新制度未移行)	385					385				385					
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
確保策と見込みの差(B-A)	213	78	32	20	52	244	101	32	6	38	262	104	32	7	39	

年度		R5					R6				
認定区分	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	
			0歳	1-2歳				0歳	1-2歳		
A 量の見込み(推計ニーズ)	179	430	46	269	315	172	445	46	268	314	
B 確保策	455	530	78	277	355	455	530	78	277	355	
内訳	特定教育・保育施設	70	530	78	277	355	70	530	78	277	355
	幼稚園(新制度未移行)	385					385				
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
確保策と見込みの差(B-A)	276	100	32	8	40	283	85	32	9	41	

④日吉・茂木・南

(単位：人)

年度	R2					R3					R4					
	認定区分	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計
				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳	
A量の見込み(推計コース)		29	65	4	37	41	28	66	4	34	38	27	68	4	33	37
B確保策		0	95	13	54	67	0	95	13	54	67	0	95	13	54	67
内訳	特定教育・保育施設	0	95	13	54	67	0	95	13	54	67	0	95	13	54	67
	幼稚園(新制度未移行)	0					0					0				
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保策と見込みの差(B-A)		▲29	30	9	17	26	▲28	29	9	20	29	▲27	27	9	21	30

年度	R5					R6					
	認定区分	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計
				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳	
A量の見込み(推計コース)		23	64	4	31	35	20	61	4	30	34
B確保策		0	95	13	54	67	0	95	13	54	67
内訳	特定教育・保育施設	0	95	13	54	67	0	95	13	54	67
	幼稚園(新制度未移行)	0					0				
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保策と見込みの差(B-A)		▲23	31	9	23	32	▲20	34	9	24	33

⑤戸町・小ヶ倉・土井首

(単位：人)

年度	R2					R3					R4					
	認定区分	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計
				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳	
A量の見込み(推計コース)		308	580	59	339	398	276	561	59	336	395	245	548	60	333	393
B確保策		200	499	113	308	421	200	504	118	318	436	200	529	123	328	451
内訳	特定教育・保育施設	165	499	113	308	421	165	504	118	318	436	165	529	123	328	451
	幼稚園(新制度未移行)	35					35					35				
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保策と見込みの差(B-A)		▲108	▲81	54	▲31	23	▲76	▲57	59	▲18	41	▲45	▲19	63	▲5	58

年度	R5					R6					
	認定区分	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計
				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳	
A量の見込み(推計コース)		218	529	61	331	392	194	522	62	330	392
B確保策		200	529	123	328	451	200	531	127	332	459
内訳	特定教育・保育施設	165	529	123	328	451	165	531	127	332	459
	幼稚園(新制度未移行)	35					35				
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保策と見込みの差(B-A)		▲18	0	62	▲3	59	6	9	65	2	67

⑥深掘・香焼・伊王島・高島

(単位：人)

年度	R2					R3					R4					
	認定区分	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計
				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳	
A量の見込み(推計コース)		104	121	16	62	78	105	122	16	57	73	92	113	16	54	70
B確保策		555	114	22	62	84	555	114	22	62	84	555	114	22	62	84
内訳	特定教育・保育施設	65	105	19	56	75	65	105	19	56	75	65	105	19	56	75
	幼稚園(新制度未移行)	490					490					490				
	その他	0	9	3	6	9	0	9	3	6	9	0	9	3	6	9
確保策と見込みの差(B-A)		451	▲7	6	0	6	450	▲8	6	5	11	463	1	6	8	14

年度	R5					R6					
	認定区分	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計
				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳	
A量の見込み(推計コース)		83	108	16	52	68	69	99	16	49	65
B確保策		555	114	22	62	84	555	114	22	62	84
内訳	特定教育・保育施設	65	105	19	56	75	65	105	19	56	75
	幼稚園(新制度未移行)	490					490				
	その他	0	9	3	6	9	0	9	3	6	9
確保策と見込みの差(B-A)		472	6	6	10	16	486	15	6	13	19

⑦三和・野母崎

(単位：人)

年度		R2					R3					R4				
認定区分		1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計
				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳	
A 量の見込み (推計二一ズ)		94	228	14	107	121	72	201	14	125	139	68	201	14	124	138
B 確保策		96	238	28	136	164	96	238	28	136	164	96	238	28	136	164
内 訳	特定教育・保育施設	96	238	28	136	164	96	238	28	136	164	96	238	28	136	164
	幼稚園 (新制度未移行)	0					0					0				
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保策と見込みの差 (B-A)		2	10	14	29	43	24	37	14	11	25	28	37	14	12	26

年度		R5					R6				
認定区分		1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計
				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳	
A 量の見込み (推計二一ズ)		58	197	14	124	138	59	208	14	123	137
B 確保策		96	238	28	136	164	96	238	28	136	164
内 訳	特定教育・保育施設	96	238	28	136	164	96	238	28	136	164
	幼稚園 (新制度未移行)	0					0				
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保策と見込みの差 (B-A)		38	41	14	12	26	37	30	14	13	27

⑧江平・山里

(単位：人)

年度		R2					R3					R4				
認定区分		1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計
				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳	
A 量の見込み (推計二一ズ)		274	485	46	343	389	252	491	46	336	382	234	493	45	340	385
B 確保策		149	512	84	271	355	149	512	84	281	365	149	527	87	306	393
内 訳	特定教育・保育施設	149	512	84	271	355	149	512	84	281	365	149	527	87	306	393
	幼稚園 (新制度未移行)	0					0					0				
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保策と見込みの差 (B-A)		▲125	27	38	▲72	▲34	▲103	21	38	▲55	▲17	▲85	34	42	▲34	8

年度		R5					R6				
認定区分		1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計
				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳	
A 量の見込み (推計二一ズ)		217	497	45	346	391	195	489	45	351	396
B 確保策		149	527	87	341	428	149	527	87	356	443
内 訳	特定教育・保育施設	149	527	87	341	428	149	527	87	356	443
	幼稚園 (新制度未移行)	0					0				
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保策と見込みの差 (B-A)		▲68	30	42	▲5	37	▲46	38	42	5	47

⑨西浦上・三川

(単位：人)

年度		R2					R3					R4				
認定区分		1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計
				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳	
A 量の見込み (推計二一ズ)		262	460	43	277	320	244	466	44	268	312	213	458	44	270	314
B 確保策		760	481	102	292	394	750	501	114	310	424	750	501	114	310	424
内 訳	特定教育・保育施設	480	481	102	292	394	470	501	114	310	424	470	501	114	310	424
	幼稚園 (新制度未移行)	280					280					280				
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保策と見込みの差 (B-A)		498	21	59	15	74	506	35	70	42	112	537	43	70	40	110

年度		R5					R6				
認定区分		1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計
				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳	
A 量の見込み (推計二一ズ)		186	447	44	272	316	160	435	44	273	317
B 確保策		750	501	114	310	424	750	501	114	310	424
内 訳	特定教育・保育施設	470	501	114	310	424	470	501	114	310	424
	幼稚園 (新制度未移行)	280					280				
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保策と見込みの差 (B-A)		564	54	70	38	108	590	66	70	37	107

⑩淵・緑が丘

(単位：人)

年度		R2					R3					R4				
認定区分		1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計
				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳	
A 量の見込み (推計二一ス)		270	552	46	373	419	265	573	46	367	413	245	581	47	373	420
B 確保策		426	438	100	266	366	426	461	114	299	413	426	526	119	369	488
内 訳	特定教育・保育施設	321	438	100	266	366	321	461	114	299	413	321	526	119	369	488
	幼稚園 (新制度未移行)	105					105					105				
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保策と見込みの差 (B-A)		156	▲114	54	▲107	▲53	161	▲112	68	▲68	0	181	▲55	72	▲4	68

年度		R5					R6				
認定区分		1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計
				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳	
A 量の見込み (推計二一ス)		228	588	47	379	426	203	580	47	385	432
B 確保策		426	551	124	399	523	426	581	124	429	553
内 訳	特定教育・保育施設	321	551	124	399	523	321	581	124	429	553
	幼稚園 (新制度未移行)	105					105				
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保策と見込みの差 (B-A)		198	▲37	77	20	97	223	1	77	44	121

⑪岩屋・滑石・横尾

(単位：人)

年度		R2					R3					R4				
認定区分		1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計
				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳	
A 量の見込み (推計二一ス)		367	529	43	317	360	325	514	43	315	358	293	512	42	316	358
B 確保策		1,030	452	92	281	373	1,030	466	100	297	397	1,030	476	100	307	407
内 訳	特定教育・保育施設	420	452	92	281	373	420	466	100	297	397	420	476	100	307	407
	幼稚園 (新制度未移行)	610					610					610				
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保策と見込みの差 (B-A)		663	▲77	49	▲36	13	705	▲48	57	▲18	39	737	▲36	58	▲9	49

年度		R5					R6				
認定区分		1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計
				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳	
A 量の見込み (推計二一ス)		255	494	42	318	360	227	488	43	321	364
B 確保策		1,030	486	100	317	417	1,030	496	100	327	427
内 訳	特定教育・保育施設	420	486	100	317	417	420	496	100	327	427
	幼稚園 (新制度未移行)	610					610				
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保策と見込みの差 (B-A)		775	▲8	58	▲1	57	803	8	57	6	63

⑫丸尾・西泊・福田

(単位：人)

年度		R2					R3					R4				
認定区分		1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計
				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳	
A 量の見込み (推計二一ス)		233	320	25	179	204	218	326	25	178	203	210	340	24	177	201
B 確保策		190	304	55	151	206	190	309	60	161	221	190	319	60	171	231
内 訳	特定教育・保育施設	190	304	55	151	206	190	309	60	161	221	190	319	60	171	231
	幼稚園 (新制度未移行)	0					0					0				
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保策と見込みの差 (B-A)		▲43	▲16	30	▲28	2	▲28	▲17	35	▲17	18	▲20	▲21	36	▲6	30

年度		R5					R6				
認定区分		1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計
				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳	
A 量の見込み (推計二一ス)		193	343	23	174	197	175	342	22	170	192
B 確保策		190	329	60	181	241	190	344	65	201	266
内 訳	特定教育・保育施設	190	329	60	181	241	190	344	65	201	266
	幼稚園 (新制度未移行)	0					0				
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保策と見込みの差 (B-A)		▲3	▲14	37	7	44	15	2	43	31	74

⑬小江原

(単位：人)

年度 認定区分	R2					R3					R4					
	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	
			0歳	1-2歳				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳		
A量の見込み(推計二一ズ)	93	189	13	95	108	75	173	13	96	109	64	166	12	95	107	
B確保策	90	143	31	91	122	90	143	31	91	122	90	143	31	91	122	
内訳	特定教育・保育施設	90	143	31	91	122	90	143	31	91	122	90	143	31	91	122
	幼稚園(新制度未移行)	0					0				0					
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
確保策と見込みの差(B-A)	▲3	▲46	18	▲4	14	15	▲30	18	▲5	13	26	▲23	19	▲4	15	

年度 認定区分	R5					R6					
	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	
			0歳	1-2歳				0歳	1-2歳		
A量の見込み(推計二一ズ)	55	161	12	93	105	49	159	11	92	103	
B確保策	90	153	31	101	132	90	163	31	111	142	
内訳	特定教育・保育施設	90	153	31	101	132	90	163	31	111	142
	幼稚園(新制度未移行)	0					0				
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
確保策と見込みの差(B-A)	35	▲8	19	8	27	41	4	20	19	39	

⑭三重

(単位：人)

年度 認定区分	R2					R3					R4					
	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	
			0歳	1-2歳				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳		
A量の見込み(推計二一ズ)	277	377	40	289	329	254	372	41	297	338	237	374	41	303	344	
B確保策	135	372	84	244	328	135	372	84	244	328	135	387	89	264	353	
内訳	特定教育・保育施設	135	372	84	244	328	135	372	84	244	328	135	387	89	264	353
	幼稚園(新制度未移行)	0					0				0					
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
確保策と見込みの差(B-A)	▲142	▲5	44	▲45	▲1	▲119	0	43	▲53	▲10	▲102	13	48	▲39	9	

年度 認定区分	R5					R6					
	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	
			0歳	1-2歳				0歳	1-2歳		
A量の見込み(推計二一ズ)	223	384	42	311	353	207	387	43	320	363	
B確保策	135	392	94	294	388	135	397	99	324	423	
内訳	特定教育・保育施設	135	392	94	294	388	135	397	99	324	423
	幼稚園(新制度未移行)	0					0				
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
確保策と見込みの差(B-A)	▲88	8	52	▲17	35	▲72	10	56	4	60	

⑮外海・池島

(単位：人)

年度 認定区分	R2					R3					R4					
	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	
			0歳	1-2歳				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳		
A量の見込み(推計二一ズ)	11	56	2	25	27	10	56	2	25	27	10	56	2	25	27	
B確保策	0	60	9	31	40	0	60	9	31	40	0	60	9	31	40	
内訳	特定教育・保育施設	0	60	9	31	40	0	60	9	31	40	0	60	9	31	40
	幼稚園(新制度未移行)	0					0				0					
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
確保策と見込みの差(B-A)	▲11	4	7	6	13	▲10	4	7	6	13	▲10	4	7	6	13	

年度 認定区分	R5					R6					
	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	
			0歳	1-2歳				0歳	1-2歳		
A量の見込み(推計二一ズ)	8	53	3	24	27	7	52	3	24	27	
B確保策	0	60	9	31	40	0	60	9	31	40	
内訳	特定教育・保育施設	0	60	9	31	40	0	60	9	31	40
	幼稚園(新制度未移行)	0					0				
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
確保策と見込みの差(B-A)	▲8	7	6	7	13	▲7	8	6	7	13	

⑩琴海

(単位：人)

年度 認定区分	R2					R3					R4					
	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	
			0歳	1-2歳				0歳	1-2歳				0歳	1-2歳		
A 量の見込み（推計コース）	94	223	16	127	143	86	220	15	124	139	84	234	13	126	139	
B 確保策	75	218	41	121	162	75	218	41	121	162	75	218	41	121	162	
内訳	特定教育・保育施設	75	218	41	121	162	75	218	41	121	162	75	218	41	121	162
	幼稚園（新制度未移行）	0					0					0				
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保策と見込みの差（B-A）	▲19	▲5	25	▲6	19	▲11	▲2	26	▲3	23	▲9	▲16	28	▲5	23	

年度 認定区分	R5					R6					
	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	
			0歳	1-2歳				0歳	1-2歳		
A 量の見込み（推計コース）	80	243	12	128	140	71	237	11	133	144	
B 確保策	75	228	41	131	172	75	238	41	141	182	
内訳	特定教育・保育施設	75	228	41	131	172	75	238	41	141	182
	幼稚園（新制度未移行）	0					0				
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保策と見込みの差（B-A）	▲5	▲15	29	3	32	4	1	30	8	38	

2 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

No.	小学校区		量の見込み 及び 確保策（単位：人）				
			R2	R3	R4	R5	R6
1	上長崎	①量の見込み	107	120	125	129	134
		②確保策	171	171	171	171	171
		②-①	64	51	46	42	37
2	桜町	①量の見込み	130	155	163	167	179
		②確保策	197	197	197	197	197
		②-①	67	42	34	30	18
3	西坂	①量の見込み	57	62	63	65	71
		②確保策	82	82	82	82	82
		②-①	25	20	19	17	11
4	伊良林	①量の見込み	165	164	168	216	220
		②確保策	224	224	224	224	224
		②-①	59	60	56	8	4
5	諏訪	①量の見込み	146	163	165	170	177
		②確保策	186	186	186	186	186
		②-①	40	23	21	16	9
6	小島	①量の見込み	55	60	63	70	75
		②確保策	96	96	96	96	96
		②-①	41	36	33	26	21
7	愛宕	①量の見込み	71	79	86	88	92
		②確保策	67	67	92	92	92
		②-①	▲ 4	▲ 12	6	4	0
8	大浦	①量の見込み	116	115	124	119	117
		②確保策	122	122	122	122	122
		②-①	6	7	▲ 2	3	5
9	仁田佐古	①量の見込み	51	58	62	74	79
		②確保策	96	96	96	96	96
		②-①	45	38	34	22	17
10	矢上	①量の見込み	145	157	167	177	191
		②確保策	190	190	190	190	191
		②-①	45	33	23	13	0
11	古賀	①量の見込み	114	123	130	133	134
		②確保策	117	117	117	134	134
		②-①	3	▲ 6	▲ 13	1	0
12	戸石	①量の見込み	162	172	171	174	180
		②確保策	206	206	206	206	206
		②-①	44	34	35	32	26
13	橘	①量の見込み	235	253	259	275	273
		②確保策	247	247	273	273	273
		②-①	12	▲ 6	14	▲ 2	0
14	日見	①量の見込み	135	133	134	125	127
		②確保策	127	127	127	127	127
		②-①	▲ 8	▲ 6	▲ 7	2	0
15	高城台	①量の見込み	195	192	193	188	198
		②確保策	213	213	213	213	213
		②-①	18	21	20	25	15
16	稲佐	①量の見込み	104	106	116	125	136
		②確保策	134	134	134	134	136
		②-①	30	28	18	9	0
17	城山	①量の見込み	153	153	167	171	185
		②確保策	182	182	182	182	185
		②-①	29	29	15	11	0

No.	小学校区		量の見込み 及び 確保策 (単位:人)				
			R2	R3	R4	R5	R6
18	飽浦	①量の見込み	19	19	18	18	18
		②確保策	65	65	65	65	65
		②-①	46	46	47	47	47
19	朝日	①量の見込み	15	17	17	21	23
		②確保策	54	54	54	54	54
		②-①	39	37	37	33	31
20	小榊	①量の見込み	199	217	237	260	263
		②確保策	177	217	217	263	263
		②-①	▲ 22	0	▲ 20	3	0
21	福田	①量の見込み	88	97	99	103	109
		②確保策	173	173	173	173	173
		②-①	85	76	74	70	64
22	手熊	①量の見込み	26	28	28	24	22
		②確保策	38	38	38	38	38
		②-①	12	10	10	14	16
23	小江原	①量の見込み	36	37	40	42	42
		②確保策	107	107	107	107	107
		②-①	71	70	67	65	65
24	桜が丘	①量の見込み	78	86	82	85	78
		②確保策	104	104	104	104	104
		②-①	26	18	22	19	26
25	式見	①量の見込み	9	9	9	10	10
		②確保策	20	20	20	20	20
		②-①	11	11	11	10	10
26	外海黒崎	①量の見込み	35	36	35	37	34
		②確保策	43	43	43	43	43
		②-①	8	7	8	6	9
27	神浦	①量の見込み	16	15	13	15	13
		②確保策	32	32	32	32	32
		②-①	16	17	19	17	19
28	池島	①量の見込み	0	0	0	0	0
		②確保策	0	0	0	0	0
		②-①	0	0	0	0	0
29	村松	①量の見込み	113	124	129	127	138
		②確保策	107	107	107	107	138
		②-①	▲ 6	▲ 17	▲ 22	▲ 20	0
30	長浦	①量の見込み	48	46	46	41	33
		②確保策	44	44	44	44	44
		②-①	▲ 4	▲ 2	▲ 2	3	11
31	形上	①量の見込み	46	48	47	51	49
		②確保策	66	66	66	66	66
		②-①	20	18	19	15	17
32	茂木	①量の見込み	65	71	67	70	70
		②確保策	104	104	104	104	104
		②-①	39	33	37	34	34
33	日吉	①量の見込み	5	5	6	7	6
		②確保策	0	0	0	0	0
		②-①	▲ 5	▲ 5	▲ 6	▲ 7	▲ 6
34	南	①量の見込み	3	3	2	2	1
		②確保策	0	0	0	0	0
		②-①	▲ 3	▲ 3	▲ 2	▲ 2	▲ 1

No.	小学校区		量の見込み 及び 確保策 (単位:人)				
			R2	R3	R4	R5	R6
35	戸町	①量の見込み	301	325	342	346	354
		②確保策	385	385	385	385	385
		②-①	84	60	43	39	31
36	小ヶ倉	①量の見込み	42	45	52	59	59
		②確保策	54	54	54	54	59
		②-①	12	9	2	▲ 5	0
37	南長崎	①量の見込み	117	118	118	116	115
		②確保策	136	136	136	136	136
		②-①	19	18	18	20	21
38	土井首	①量の見込み	89	95	98	101	101
		②確保策	102	102	102	102	102
		②-①	13	7	4	1	1
39	南陽	①量の見込み	91	92	110	120	129
		②確保策	197	197	197	197	197
		②-①	106	105	87	77	68
40	深堀	①量の見込み	75	78	84	91	97
		②確保策	71	71	71	97	97
		②-①	▲ 4	▲ 7	▲ 13	6	0
41	香焼	①量の見込み	43	39	40	42	45
		②確保策	58	58	58	58	58
		②-①	15	19	18	16	13
42	蚊焼	①量の見込み	23	27	28	28	28
		②確保策	43	43	43	43	43
		②-①	20	16	15	15	15
43	為石	①量の見込み	38	39	41	46	42
		②確保策	53	53	53	53	53
		②-①	15	14	12	7	11
44	晴海台	①量の見込み	58	62	64	65	57
		②確保策	52	52	52	52	57
		②-①	▲ 6	▲ 10	▲ 12	▲ 13	0
45	川原	①量の見込み	25	26	25	25	23
		②確保策	0	0	0	0	0
		②-①	▲ 25	▲ 26	▲ 25	▲ 25	▲ 23
46	野母崎	①量の見込み	53	57	55	60	59
		②確保策	50	50	59	59	59
		②-①	▲ 3	▲ 7	4	▲ 1	0
47	伊王島	①量の見込み	3	4	3	3	4
		②確保策	0	0	0	0	0
		②-①	▲ 3	▲ 4	▲ 3	▲ 3	▲ 4
48	高島	①量の見込み	3	5	5	4	4
		②確保策	0	0	0	0	0
		②-①	▲ 3	▲ 5	▲ 5	▲ 4	▲ 4
49	西浦上	①量の見込み	321	324	319	320	328
		②確保策	345	345	345	345	345
		②-①	24	21	26	25	17
50	女の都	①量の見込み	39	39	43	44	46
		②確保策	45	45	45	45	46
		②-①	6	6	2	1	0
51	三原	①量の見込み	61	64	67	70	73
		②確保策	80	80	80	80	80
		②-①	19	16	13	10	7

No.	小学校区		量の見込み 及び 確保策 (単位:人)				
			R2	R3	R4	R5	R6
52	西山台	①量の見込み	60	65	73	73	74
		②確保策	75	75	75	75	75
		②-①	15	10	2	2	1
53	高尾	①量の見込み	241	241	242	242	248
		②確保策	214	214	248	248	248
		②-①	▲ 27	▲ 27	6	6	0
54	山里	①量の見込み	232	244	249	248	256
		②確保策	243	243	243	243	256
		②-①	11	▲ 1	▲ 6	▲ 5	0
55	坂本	①量の見込み	38	45	50	57	66
		②確保策	87	87	87	87	87
		②-①	49	42	37	30	21
56	銭座	①量の見込み	55	55	56	57	60
		②確保策	56	56	56	56	60
		②-①	1	1	0	▲ 1	0
57	西城山	①量の見込み	186	187	202	209	225
		②確保策	178	178	225	225	225
		②-①	▲ 8	▲ 9	23	16	0
58	西町	①量の見込み	114	122	129	135	147
		②確保策	175	175	175	175	175
		②-①	61	53	46	40	28
59	西北	①量の見込み	223	239	261	275	277
		②確保策	242	242	242	277	277
		②-①	19	3	▲ 19	2	0
60	虹が丘	①量の見込み	31	37	45	46	50
		②確保策	44	44	44	44	50
		②-①	13	7	▲ 1	▲ 2	0
61	滑石	①量の見込み	91	95	96	104	115
		②確保策	72	72	115	115	115
		②-①	▲ 19	▲ 23	19	11	0
62	大園	①量の見込み	137	147	148	159	151
		②確保策	210	210	210	210	210
		②-①	73	63	62	51	59
63	北陽	①量の見込み	120	130	136	147	137
		②確保策	197	197	197	197	197
		②-①	77	67	61	50	60
64	横尾	①量の見込み	80	84	90	100	103
		②確保策	102	102	102	102	103
		②-①	22	18	12	2	0
65	三重	①量の見込み	84	92	104	107	115
		②確保策	80	80	80	115	115
		②-①	▲ 4	▲ 12	▲ 24	8	0
66	畝刈	①量の見込み	196	218	226	230	230
		②確保策	298	298	298	298	298
		②-①	102	80	72	68	68
67	鳴見台	①量の見込み	64	75	92	104	115
		②確保策	62	115	115	115	115
		②-①	▲ 2	40	23	11	0



第2期長崎市 子ども・子育て支援事業計画(概要版)

令和2年3月 発行

編集・発行／長崎市こども部子育て支援課

〒850-8685 長崎県長崎市桜町2-22

TEL:095-829-1270

 <https://ekao-ng.jp/>

イーカオ

検索

